

会 議 録 目 次

令和 6 年第 3 回海田町議会定例会（第 1 日目）

令和 6 年 6 月 4 日（火）午前 9 時 0 0 分 開会

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	5
日程第 2	会期の決定について……………	5
日程第 3	諸般の報告	
	①議会報告……………	6
	②行政報告……………	6
	③報告第 2 号 令和 5 年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書……………	8
	④報告第 3 号 令和 5 年度海田町水道事業会計予算繰越計算書……………	9
	⑤報告第 4 号 令和 5 年度海田町下水道事業会計予算繰越計算書……………	10
	⑥報告第 5 号 令和 5 年度海田町下水道事業会計継続費繰越計算書……………	10
日程第 4	同意第 2 号 山林監守人の選任の同意について……………	11
日程第 5	承認第 2 号 専決処分をした事件の承認について（海田町税条例の一部 を改正する条例）……………	13
日程第 6	一般質問	
	○多田雄一議員……………	16
	○白井政志議員……………	22
	○新谷知紀議員……………	27
	○佐中十九昭議員……………	34
	○小田久美子議員……………	45
	○大高下光信議員……………	50
	○下岡憲国議員……………	53
	○石橋京子議員……………	68
	○久留島元生議員……………	85
	（延 会）……………	90

令和6年第3回海田町議会定例会

会 議 録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 令和6年6月4日（火）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 議 6月4日（火）9時00分宣告（第1日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 白 井 政 志 | 2番  | 新 谷 知 紀 |
| 3番  | 石 橋 京 子 | 4番  | 西 田 誠 一 |
| 5番  | 玉 川 真 里 | 6番  | 小 田 久美子 |
| 7番  | 大高下 光 信 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 白 井 政 志 | 2番  | 新 谷 知 紀 |
| 3番  | 石 橋 京 子 | 4番  | 西 田 誠 一 |
| 5番  | 玉 川 真 里 | 6番  | 小 田 久美子 |
| 7番  | 大高下 光 信 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~〇~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|               |         |
|---------------|---------|
| 町 長           | 竹野内 啓 佑 |
| 副 町 長         | 山 崎 真 紀 |
| 教 育 長         | 森 山 真 文 |
| 企 画 部 長       | 脇 本 健二郎 |
| 総 務 部 長       | 鶴 岡 靖 三 |
| 町 民 生 活 部 長   | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部 長   | 森 川 雅 枝 |
| 建 設 部 長       | 木 村 生 栄 |
| 教 育 次 長       | 新 藤 正 敏 |
| 建 設 部 次 長     | 門 前 誠 司 |
| かいたブランド課長     | 石 田 順 也 |
| 資 産 活 用 課 長   | 久保隅 聡   |
| 財 政 経 営 課 長   | 倉 本 勇 登 |
| 総 務 課 長       | 中 村 修 介 |
| 防 災 課 長       | 宮 垣 将 司 |
| デジタル推進課長      | 富 田 誠   |
| 地 域 み ら い 課 長 | 山 田 長 秀 |
| 税 務 課 長       | 松 井 良 哲 |
| 住 民 課 長       | 水 川 綾 子 |
| 社 会 福 祉 課 長   | 杉 本 幸 穂 |
| こ ど も 課 長     | 大 村 隆   |
| 長 寿 保 険 課 長   | 岩 本 宏 美 |
| 健康づくり推進課長     | 下 田 由香里 |
| 建 設 課 長       | 早稲田 誠   |
| 上 下 水 道 課 長   | 吉 川 寛   |
| 学 校 教 育 課 長   | 小 村 孝 広 |

~~~~~○~~~~~

日程第11 第32号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 第33号議案 海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 第34号議案 海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 第35号議案 海田町指定介護予防支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 第36号議案 令和6年度海田町一般会計補正予算（第1号）

日程第16 委員会提出議案第2号 海田町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 閉会中の継続調査事件の変更について

~~~~~〇~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（桑原） 皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、令和6年第3回海田町議会定例会を開会します。なお、本日は、地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をしておりますので、御了承ください。

直ちに、本日の会議を開きます。昨日、能登半島にて、また大きな地震が発生しました。1月以来の激しい揺れに恐怖を感じられた方も多かったのではないのでしょうか。お見舞いを申し上げたいと思います。

本定例会は、4月の機構改革により新たな部署が編成されて初めての議会でございます。執行部におかれましては、効率的な執行体制の下、町民ニーズ、行政課題などに的確に対応をし、重点政策の推進に努めていただきたいと思います。

さて、今年もまた7月6日の海田町防災の日が近づいてまいりました。平成30年7月豪雨災害から6年の歳月が過ぎようとしております。海田町並びに広島県の災害復旧工事もほぼ終了し、この災害の記憶が薄れつつある中、町及び議会は災害経験と教訓を風化させることなく、後世に継承するとともに、より一層に町民の安全・安心を守るため

にともに力を尽くしていきたいと思います。また、町民一人ひとりは災害に対処する心構えと備えを怠ることなく、防災について今一度考える日であってほしいと思います。

他方、生活面に目をおきますと、国際的な原材料価格の上昇や円安による海外からの輸入コスト増などを背景に物価高が続き、食費のみならず光熱費などの相次ぐ値上げが家計を直撃しております。こうした中、6月から所得税と住民税の定額減税が実施されることになりました。これを機に、消費の回復、経済の好循環につながっていくことを期待したいものでございます。

議員の方々には、町民の皆様のために最善の決定を下すため、本定例会も様々な議題について円滑かつ建設的な議論を行い、公正で透明な意思決定を行っていただきたいと思います。

この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（竹野内）皆様、おはようございます。本日、令和6年第3回海田町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本定例会には、報告4件、同意、承認、契約の認定、財産の取得をそれぞれ1件、条例改正を6件、補正予算を1件御提出しております。議員の皆様方におかれましては慎重に御審議をいただき、御議決をいただきますようお願いを申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、議長より、9番、下岡議員、10番、宗像議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から6月6日までの3日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月6日までの3日間と決めます。

この際、議長より議員及び執行部の皆さんにお願いを申し上げます。発言される際には的確で分かりやすく、マスクをされている方は、声が聞き取りやすいようマイクを立て

ててゆつくりと発言してください。また、議員の皆様におかれましては、質問・質疑に当たっては、地方自治法及び会議規則の品位の保持、品位の尊重の規定に十分留意の上、発言をしてください。執行部におかれましては、質問・質疑の内容を十分理解の上、的確で分かりやすく、また漏れがないよう答弁をしていただきたいと思います。質問・質疑の内容が不明なときには、議会基本条例及び会議規則の趣意の確認の規定により、議長の許可を受けて内容を確認の上、答弁をしていただきたいと思います。なお、挙手の際には職名を名乗っていただきますようお願いを申し上げます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議会報告でございますが、議会の動きとして、お手元に配付をしております3月定例議会以降の主なものについて報告をさせていただきます。

まず、4月17日、広島県町議会議長会定例議長会議に出席を私がしました。今後の県議長会の安定的な財政運営を図るための各町からの負担金に関する協議を行いました。

次に、5月20日、全国町村議会議長会で上京した際に、各町の議長と県選出の国會議員と面会をし、国及び広島県に関する社会経済情勢について意見交換を行いました。

また、5月20日には、アメリカ合衆国が実施した臨界前核実験に対し厳重に抗議するとともに、今後、あらゆる核実験を中止し核兵器のない世界の実現のために主導的役割を果たすことを強く求める抗議文を、海田町議会議長名で送付をいたしました。

なお、常任委員会の調査については、実施状況を添付しておりますので、併せて御参照ください。委員会関係資料は議会事務局に保管をしておりますので、必要な方は御覧いただきたいと思います。以上で議会報告を終わります。

続きまして、行政報告について町長より申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（竹野内） それでは、3月定例議会後の行政執行の状況について御報告をいたします。

まず、施策推進に係る町民の皆様との対話についてでございます。3月14日に、海田東小学校の将来像などをテーマに、児童との対話を実施いたしました。海田東小学校6年生の児童12名から、6年間の学校生活を振り返りながら新校舎に対しての様々な意見をいただきました。

また、3月18日に織田幹雄スクエアで旧海田町役場庁舎解体工事に係る住民説明会を

開催し、20名の参加がございました。交通安全対策や騒音・振動に対する御心配など、様々な御意見をいただきました。工事の施工に当たりましては、十分な対策が図られるよう、施工業者と協議をしながら進めているところでございます。

次に、5月20日に、ひまわりプラザのリニューアルに向けてをテーマに、子育て中の保護者との対話を実施いたしました。参加してくださった9名の方々からは利用者目線での気づきやアイデアを数多くいただきました。今年度実施予定のリニューアルに活かしてまいります。

次に、新駅設置についてでございます。5月9日に、西日本旅客鉄道株式会社広島支社長とお会いをし、新駅設置に係る実現可能性について、今後、協議を重ね、年度内に一定の方向性を出せるよう協力要請をいたしました。

次に、住民税非課税世帯等に対する支援を行うための電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金についてでございますが、5月31日時点で2,335世帯に支給をしております。また、低所得者支援及び定額減税補足給付金につきましては、住民税均等割のみ課税世帯分として443世帯、こども加算分として206世帯に支給をしております。

次に、広島市安芸消防署の建替えについてでございます。4月25日に自治会連合会理事会において、また、5月12日に幸町自治会において、広島市安芸消防署庁舎移転整備に係る説明会を広島市と合同で実施いたしました。

次に、出水期に向けた災害対策についてでございます。5月26日に、消防団員の更なる知識及び技術の習得を目的に、広島市安芸消防署の職員を講師として招き、水防技術習得訓練を実施いたしました。

次に、防災教育についてでございます。3月19日に株式会社ユーアンドアイにおいて、また、4月13日に市頭自治会及び大正町いきいきサロン、5月23日に稲荷町自治会において、防災出前講座を実施いたしました。

次に、令和6年能登半島地震についてでございます。石川県からの応援職員派遣要請に対し、輪島市に3月14日から20日まで及び5月1日から7日まで、それぞれ職員1名を派遣し、住家被害認定調査業務に従事いたしました。なお、応援職員派遣の要請につきましては、5月末をもって一旦終了しております。

次に、国及び県に対する要望活動についてでございます。4月4日に、広島県西部建設事務所に、尾崎排水機の整備及び砂防事業等の早期完成について強く要望いたしました。また、5月14日に全国道路利用者会議、5月15日には命と暮らしを守る道づくり

全国大会に出席をし、広島南道路の整備推進について、広島県選出国會議員及び財務省主計局長へ直接要望をいたしました。

次に、災害危険箇所の点検についてでございます。5月24日に広島県と合同で急傾斜地のパトロールを、5月28日に町内の道路、河川、急傾斜地などの一斉点検を行いました。

次に、海田東小学校本館の建替えについてでございます。4月26日に、海田東小学校本館建替基本構想骨子案についての保護者説明会を開催し、10名の参加がございました。更に、5月28日に、第2回海田東小学校校舎建替検討部会を実施し、基本構想の素案について御説明いたしました。これらに加え、昨年度末に実施いたしました保護者及び教職員へのアンケートにおいても様々な意見をいただいております、先に小学校児童からいただいた意見ともあわせて、策定中の基本構想に反映してまいります。

次に、第58回織田幹雄記念国際陸上競技大会についてでございます。4月29日に広島広域公園陸上競技場で開催され、全国高校生選抜の三段跳び、男子・女子それぞれの優勝者に、海田町から織田幹雄賞を授与いたしました。

最後に、町民から寄せられた御意見を踏まえまして、役場庁舎の1階の町民交流スペースを平日21時まで一般開放しております。町民の皆様の第三の場所として御活用いただけるよう周知に努めてまいりたいと考えております。以上、簡単ではございますが、行政執行状況の主なものについて御報告いたしました。

○議長（桑原）以上で行政報告を終わります。

続いて、報告第2号、令和5年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（竹野内）報告第2号、令和5年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書について、令和5年度海田町一般会計予算で御議決をいただきました旧海田公民館跡地整備事業ほか21件の繰越明許費について、繰越計算書を調製いたしましたので御報告をいたします。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本）それでは、議案書3ページをお開きください。報告第2号、令和5年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。令和5年度予算で議決をいただきました繰越明許費に係り調製した繰越明許費繰越計算書を、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。3ページか

ら 6 ページにかけて、款・項ごとに事業名及び議決をいただいた繰越明許費の額並びに実際に翌年度に繰り越した翌年度繰越額とその財源内訳等をそれぞれ記載しております。件数が多くございますので個別の説明は省略させていただきますけれども、全体で申し上げますと、6 ページ、表の最後に合計を記載してございます。合計22件の翌年度繰越額は 9 億3,466万500円でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。本件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議長に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございません。したがって、報告第2号についてはこれをもって終結します。

続いて、報告第3号、令和5年度海田町水道事業会計予算繰越計算書について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（竹野内）報告第3号、令和5年度海田町水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告をいたします。詳細につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（吉川）それでは、報告第3号、令和5年度海田町水道事業会計予算繰越計算書について御説明いたします。議案書の7ページをお願いいたします。予算科目は資本的支出の建設改良費です。まず、事業名、配水設備整備事業です。翌年度繰越額は3,740万円で、繰越理由は工事の工期延伸のためです。次に、事業名、浄水設備整備事業です。翌年度繰越額は660万円で、繰越理由は工事の工期延伸のためです。合計の翌年度繰越額は4,400万円です。以上で報告第3号、令和5年度海田町水道事業会計予算繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。本件については、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件

ではございませんので、報告第3号についてはこれをもって終結いたします。

続いて、報告第4号、令和5年度海田町下水道事業会計繰越計算書について町長より報告を求めます。町長。

○町長（竹野内）報告第4号、令和5年度海田町下水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告をいたします。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（吉川）それでは、報告第4号、令和5年度海田町下水道事業会計予算繰越計算書について御説明いたします。議案書の8ページをお願いいたします。予算科目は、資本的支出の建設改良費です。事業名、公共下水道整備事業です。予算計上額は5,100万円で、支払義務発生額は1,180万円、翌年度繰越額は3,920万円です。繰越額に係る財源の内訳は記載のとおりです。繰越理由は工事の工期延伸のためです。以上で報告第4号、令和5年度海田町下水道事業会計予算繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。本件については、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第4号についてはこれをもって終結いたします。

続いて、報告第5号、令和5年度海田町下水道事業会計継続費繰越計算書について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（竹野内）報告第5号、令和5年度海田町下水道事業会計継続費繰越計算書について、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により御報告をいたします。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（吉川）それでは、報告第5号、令和5年度海田町下水道事業会計継続費繰越計算書についての御説明をいたします。議案書の9ページをお願いいたします。予算科目は、資本的支出の建設改良費です。まず、事業名は海田町下水道事業会計支援業務です。継続費の総額は211万8,000円で、令和5年度継続費予算現額の合計は予算計上額と同額の127万1,000円、支払義務発生額は0円で、翌年度逐次繰越額は残額と同額の

127万1,000円です。次に、事業名、海田町下水道事業資産整理・評価業務です。継続費の総額は977万9,000円で、令和5年度継続費予算現額の合計は予算計上額と同額の489万円、支払義務発生額は0円で、翌年度通次繰越額は残額と同額の489万円です。合計の翌年度通次繰越額は616万1,000円です。以上で報告第5号、令和5年度海田町下水道事業会計継続費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。本件については、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第5号についてはこれをもって終結をいたします。これにて諸般の報告全てを終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、同意第2号、山林監守人の選任の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）同意第2号、山林監守人の選任の同意について。令和6年6月30日をもって、小笠原栄二さんの任期が満了することに伴い、再任に係る選任の同意をお願いするものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）それでは、同意第2号、山林監守人の選任の同意について御説明いたします。説明につきましては、資料1でいたしますが、議案書は10ページでございます。それでは、資料1をお願いいたします。2の任期等でございます。山林監守人の任期は4年、定員は2人で、選任につきましては公有林野等官行造林条例第2条の規定に基づき、議会の同意を得て町長が選任するものでございます。山林監守人の職務内容といたしましては、海田町町有林監守人規則第3条に基づきまして、町有林を毎月1回以上巡視し、その状況を四半期ごとに町長に報告するものでございます。

それでは、小笠原栄二さんの経歴等について御説明いたします。海田町にお住まいで現在56歳でございます。主な職歴等でございますが、平成20年から整体院を経営しておられ、その後、平成21年から現在まで海田町消防団に入団しておられます。また、令和2年からは山林監守人として活動していただいております。地域貢献に対して熱意をお

持ちの方で、山林監守人としての実績を踏まえ、適任であると判断し、選任の同意をお願いするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。定員は2名と書いてありますが、以前、説明を受けてませんが、この2名が、例えば東と西に分かれて、海田の瀬野川の右のほうと左のほうと分かれてやられるか、2人とも同じような地域を管轄しておられるか、ちょっとそこらをお願いいたします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）ただいまの御質問でございますが、今回、町有林につきましては、監守人としてやっていただいておりますのは、金ヶ燈籠から城山ということで、海田町の主に南側の山ということになります。そちらの町有林、そこを見ていただいておりますんですが、大体、それぞれ半分ずつぐらい見ていただいとるんですが、ただ、状況によってはより広く見ていただく中で、満遍なく監守していただいておりますという状況でございます。それぞれ連携を取っていただいて、適切に監守していただいている、そういうふうな状況でございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。町有林の監守をするわけですが、最近の気象状況によって非常に山が変更しておるわけですね。町有林はそのまま監守して現状のままであるが、その周辺荒れて、それに被害が起きるといえるのか、関連した災害が起きる可能性がある場合は、山林監守人としてどういう方法で報告をし対応しておるのか、お尋ねします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）毎月、調査いうんか、監視していただいておりますけども、これについては、やはり災害があった後に道が通りにくくなったとか、それとか倒木があったりしたら応急処置はしていただいているので、それを受けて町のほうで職員のほうで応急処置をするなど、そういった形で連携しながら対応している、そういうような状況でございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）そうすると、災害が起きる可能性、町有林の近く、それが、放置しておくとか大災害に関連する恐れがあるわけですね。そういう場合は、どういう行政指導、あ

るいは監守人がどういうやり方で対応して、町有林、公有林を守っていく方法、方針などはどうなのかお尋ねします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）やはり、一つ一つ丁寧に確認しながら、それで、町としてできるところはしっかりと対応させていただいておるところでございます。監守人の方にはその報告について、いただいて、それを我々が現地を確認して、それで対応しているというふうな形を取らせていただいております。

○議長（桑原）ほかにごございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより同意第2号について、採決を行います。お諮りいたします。同意第2号についてはこれに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、同意第2号についてはこれに同意することと決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第5、承認第2号、専決処分をした事件の承認について、海田町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）承認第2号、専決処分をした事件の承認について。海田町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、課税事務上必要があり特に緊急を要するため議会を招集する時間的猶予がなかったことから、3月31日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）それでは、承認第2号、専決処分をした事件の承認について御説明いたします。議案書は11ページとなっております。地方自治法第179条第1項の規定により海田町税条例の一部を改正する条例について専決処分を行いましたので、同条第3項の

規定により町議会に報告し、承認を求めるものです。専決処分の内容については、議案書12ページの専決処分書のとおりで、専決処分年月日は令和6年3月31日です。改正の主な内容については、資料2の海田町税条例の一部を改正する条例の概要で説明させていただきますが、資料3として海田町税条例新旧対照表を併せて提出しております。資料2の条例の概要をお願いします。1の要旨でございますが、今回の改正は、令和6年度の税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、海田町税条例の一部を改正したものでございます。それでは、改正内容について御説明いたします。2の個人町民税関係の改正について。まず、(1)の個人町民税の減税の実施に伴う改正でございますが、個人町民税所得割の額から減税を行う、定額減税の実施方法等に関する事項について規定を整備するものでございます。次に、(2)の令和6年能登半島地震災害に係る特例に関する改正でございますが、雑損控除等の特例について規定を整備するものでございます。次に、3の固定資産税関係の改正につきましては、固定資産の評価替えに伴い、宅地等の負担調整措置について、令和8年度まで現行の仕組みを継続するものでございます。次に、4の特別土地保有税関係の改正につきましては、固定資産税の評価替えに伴い、特例の期間を延長するものでございます。次に、5のその他でございますが、引用条項等の整理を行っております。最後に6の施行期日でございますが、いずれも令和6年4月1日でございます。なお、次のページにつきましては、参考として、総務省が作成している個人住民税の定額減税に関するリーフレットから、定額減税の対象となる方の令和6年度分個人住民税の徴収方法の部分を抜粋して掲載をしております。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）今、説明を受けましたけれども、均等割は変わっておりませんが、所得割が変わるという説明を受けたと思うんですけれども、個人住民税の増減はどのように変わっていくのか、均等割は3,000円と県民税が1,500円で4,500円ですね。あと、町民税が6パーセントと県税が4パーセント、これがどのように変わっていくのかお尋ねします。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）均等割自体は定額減税の対象になってございません。所得割が1人につき1万円減税の対象になっておりまして、割合、40パーセント、60パーセント、県民

税と町民税、ここの割合も変更はございません。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）先ほど、聞きやかったんですが、能登半島の地震の問題で、いわゆる東日本については別個にあるんですけども、この能登半島の災害に係る雑損控除、いわゆるふるさと納税に似た感じがするわけですが、これの控除、これの意味がよく分らないのですよ。この文言の説明、能登半島という言葉が出てくると、何を対象にしてこの条例になってきたものかお尋ねします。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）こちらの特例でございますけれども、令和6年能登半島地震による住宅や家財などの損害について、雑損控除の適用を行うものを新たに追加しておるところでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）その雑損控除のやり方よね。寄附をして、自分が確定申告で控除の対象に能登半島しかないのか、それとも、ふるさと納税みたいな格好で、名称が違って手続きも違ってくるのか、そこを尋ねているんです。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）こちらの特例につきましては、実際に被害に遭われた被災者の方の損害の部分の控除になりますので、ふるさと納税とか寄附とかいうところの控除とはまた別のものがございます。

○議長（桑原）よろしいですか。3回しか質問ができないので、もう少し詳しく説明してあげてくださいね。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより承認第2号について、採決を行います。お諮りいたします。承認第2号については、これに承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定します。

この際、暫時休憩をいたします。再開は9時55分。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時41分 休憩

午前9時55分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第6、一般質問を行います。質問の通告がありますので、受付順に順次発言を許します。12番、多田議員。

○12番（多田）12番、多田です。本日は2点質問をいたします。

まず1点目。ごみの個別収集でございます。先日、議員と自治会連合会との懇談会がありました。いろいろな意見をお聞きしましたが、中でも、ごみについて、当番の負担、不法投棄の問題、集積場所問題などの意見が多かったと感じました。私が以前、個別収集について質問し、障がいをお持ちの方や介護が必要な高齢者については、申請すれば個別収集をしていただけるようになりました。これからますます高齢者が増加します。集積場所に出せなくなる可能性もあります。自治会の活動についても、当番に出れない高齢者が増えることも予想されます。福岡県内や大阪府内など、ごみの個別収集を実施している自治体はかなりあります。そのメリットは高齢者等が集積所まで運ばなくてもよくなる。個別なので分別意識が高まり、ごみの削減やマナーの徹底が図られる。集積所への不法投棄防止になる。集積所で問題が起きた場合、会員には周知できますが、非会員には伝達方法がありません。個別収集なら平等に責任を負うことになるなどです。もちろん、費用面でのデメリットもあることは承知しております。対策として、収集の有料化もあると考えます。いきなり全町内というのは難しいかもしれませんが、どこかモデル地区を決めて実験をしてはいかがでしょうか。また、アパートを町内に建設する場合、ごみステーションを設置するように指導できないか、お尋ねいたします。

2番目、町内のイベントについて。町長は公約でイベントによる活性化を提案されました。西国街道の活性化も提案をされております。千葉家の250周年記念行事が計画されていますが、ほかに何かお考えはお持ちでしょうか。例えば、熊野神社の秋祭りに大名行列をすとか、それに併せて、茶店の出店、関所を開設して通行手形に印鑑を押す、蚤の市などいろいろなイベントが考えられますが、実施についてお考えをお聞かせください。以上2点です。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）多田議員の質問に御答弁いたします。

まず、ごみの個別収集についての質問でございます。現在のステーション方式は収集効率とコスト面においてメリットが大きいと、当面はこの方式を継続したいと考えております。しかしながら、議員御指摘のように、今後、更なる高齢化の進展等により、将来的に現在のステーション方式を維持できなくなることも想定されるため、個別収集については、議員御提案のモデル地区での実験も含めて調査研究をしております。また、集合住宅の建設時のごみ収集につきましては、必要に応じて相談対応を行っているところでございます。

続きまして、町内のイベントについての質問でございます。今年度は旧千葉家を中心に事業を進めており、西国街道で活動されている住民団体等に御協力いただくとともに、町内の高校による書道パフォーマンスのイベントなど、新たな取組も予定をしております。この度の旧千葉家250年記念事業を通じて深まったつながりを生かしながら、様々な団体とともに、西国街道の活性化につながる取組について検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）では、再質問をさせていただきます。まず、ごみステーションの件ですが、確におっしゃられるように、今の収集方法は非常に効率がよいと私も思います。ただ、この前の自治会との意見もありましたが、私が今回もう一回出したきっかけは、私のところの自治会が、おそらくあと5年ぐらい経つと、資源ごみとか大型ごみの当番に出られる方が大幅に減ってくる可能性があります。班に10人ぐらいはいらっしゃるんですけど、ほとんどが高齢者の方で、あと5年ぐらい経つと、おそらく出られなくなる可能性もあります。そういったこともあるし、もう一つはごみステーションを家の前に置かせていただいておりますが、その家の人が、うちの前にずっと置くのは不公平だからよけてくれとかいう意見も出てきます。そういったこともあって、今回、再提案をさせていただきました。もう一つ、まず、当番の件とごみステーションの件と、あともう一つはうちの自治会だけじゃないんですけど、大きい道に面したごみステーションに関しては、よその地区の方も、他町も含めてですが、よその地区の方が通りがかりに捨てられるということがままあります。それに、ごみはきれいに分別してないのが多いんですよね。ごみ当番の人がいったん家に持ち帰って、もう一回袋に入れ直して出し

たりという手間もかかっております。そういう、いわゆる不法投棄という問題もありますので、是非この個別収集について、今回、モデル地区も含めて実験をというふうにおっしゃられておりますので、今後、モデル地区についてどのようにお考えか、もう一回お聞きします。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）今、議員がおっしゃいました3点、ごみステーションの当番がなかなか回せなくなるということと、それから、ステーションの設置に特定の方の御厚意で設置していただいていること、それから、他地域からのごみの持込み、不分別の状況がある、こういった3点が、議員が御提案しておられます個別収集でクリアできるものと認識しておりますけれども、やはり、コストの問題、これをどのようにクリアするのかということが一番ネックになってこようかと思っておりますので、そのあたりのシミュレーションをしながら、先進事例を参考に調査研究を進めてまいります。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）最大のネックがコストの問題ですね。研究会のほうでやられております。やっぱり、一番のデメリットは個別収集などで収集台数が増加する、これ要するに経費がかかるということですよね。ですから、それについて、福岡県では、福岡市をはじめとして大牟田、春日、その他6、8市町村かな。大阪府が堺市や池田市など十何市町あるんですけど、こういったところがどのようにこの経費面をクリアされているのか調査をしていただきたいと思うんですが、いかがですかね。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）議員が今おっしゃいました事例以外にも、インターネット情報ではございますけれども、取組は、今調査は実際にしておりまして、多くはごみ袋の有料化によってコストを捻出しているという事例が多く見受けられましたので、これについては引き続き研究してまいります。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）ごみ袋の有料化だけでなく、広島市なんか大型ごみを有料化されております。そういったこともあるし、今、資源ごみの収集についてはそのうちの半分を自治会に還元していただいているんですけど、この資源ごみの収集の売払い収入を全てこちらのほうの、個別収集になったら当番制もなくなるわけですから、その売払い収入をこちらに上げたりできるんじゃないかと思うんですけど、その辺も研究していただき

たいんですが、いかがですか。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）ただいまの御提案も含めて、調査研究をしてみたいと思います。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）それでは、調査研究をしていただけたということなので、また、調査研究ができたなら御報告をいただきたいと思います。この集合住宅についての質問なんですけど、例えば、私のところの自治会の、私のところの班なんですけど、13軒あって、そのうち10軒がアパートなんです。3軒が家で、自治会に入っておられるのはその3軒なので、他の10軒は入っておられないんですよ。そこのアパートの方が、今住んでおられる方は非常にルールを守って、マナーを守って出されるんでいいんですけど、以前の方は、例えば、かみそりが入っていたり、いろんなことがあって、不動産屋さんと連携して対応したこともあるんですけど、そういったこともあって、集合住宅については、町のほうで建てる段階で、集合住宅用の専用のごみステーションを設けていただくと。そうすると、近隣の自治会のごみステーションと分けて考えられますので、もし不法投棄があった場合は、そこの集合住宅の中で不動産屋さんと解決していただくということが出来るんじゃないかと思って、今回提案をさせていただきました。これ、法的にできるかどうかちょっと分かりませんが、これ、法的にできるんですかね。条例でもつくれば、集合住宅を造る場合はごみステーションを単独のを造りなさいということは可能なんじゃないでしょうか。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（岡田）今のアパート集合住宅、建設時にごみステーションの設置、法的に可能かどうかということなんですけど、現在の法律では今のステーションの義務付けというのはできるようにはなっておりませんが、廃棄物処理法と、全国的には私も事例がちょっと分かりませんが、条例制定するということは、それは技術的には可能なことなんだろうとは思いますが。ですが、今、現況を申しますと、アパート等建設時に、建築確認申請とかが建設部局に出て、今、建築営繕室ですかね、出てくる場合と、あと建築確認が出てこない場合、様々あるんですけど、建築営繕室のほうに相談があれば、今のごみステーションの設置のことにに関して、環境センター、あるいは地域みらい課のほうに相談に行くように促していただくようにはしております。環境センター等にステーションのことについて相談があれば、こちらのほうも今議員がおっしゃられたような問

題がいろいろございますので、できるだけ、今の、集合住宅、アパート、マンションの敷地内にステーションを設けて、独自に業者委託で収集してくださるようにはお願いはしているところです。ですが、中には、やはりコストの問題とかもあらうかと思いますので、町の収集でお願いしたいということで、既存の自治会が管理しているステーションに同居といいますか、数件程度の入居者であれば、そこへお願いしますという形でどうしてもお願いしますということであれば、お断りすることはできないという状況がありますので、そういった現状であります、今おっしゃられるように条例制定に関しては、可能かと言われれば可能とは思いますが、今のところは実際に集合住宅等で大多数の集合住宅のほうに業者委託さんで収集していただくようにできておるので、現在のところはちょっと考えてはおりません。以上です。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）今、先ほど申しましたように、私のところの自治会では非常にうまくいっているんですけど、他の自治会さんにお聞きしますと、集合住宅ができて、その自治会のごみステーションがすごく荒れてきたと、もう不法投棄が連続しておきて大変なんだというふうな声をお聞きします。是非、条例制定ができるかどうか研究をしていただきたいと思うんですけど、集合住宅に関しては、その中で、例えば共益費を上げてやればできると思うんですよ。ですから、指導のほうをきちっとしていただきたいと思うんですけど、指導ができるかどうかちょっとそこは分かりませんが、そういう形で進めたいと思うんですけど、いかがですかね。もう一回、答弁をお願いします。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）行政が指導するという場合には、やはり法的根拠等が必要になりますので、指導というところまではできないものと考えております。しかしながら、そういった自治会で御苦労されているという部分もありますので、町としても相談があれば、今環境センター所長が申し上げましたとおり、お願いの範囲ではございますが、そういったことはしっかりお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）是非前向きにお願いをしていただきたいというふうに思います。そうでないと、やっぱりいつまで経つてもごみが収集されずにずっと残っているところがあるんですよ。外観上も非常によくないし、生ごみだったら、特に猫やカラスで荒れて、ごみ当番の人、本当大変なんですよ。そこら辺も考えていただいて要望していただきたい

うふうに思います。業者のほうにですね。

次に、イベントのほうですが、今回、千葉家の250周年で書道パフォーマンスなども予定されているように書いてありますが、町長、イベントによるまちづくりというふうに公約の中に掲げておられました。じゃあ町長が就任されたらどんどんイベントができるんかなというふうに期待された町民の方もいらっしゃると思うんですけど、今のところ、この250周年記念イベントだけなんですけど、これに続けて、何か続いていく、まちづくりに関するイベント、何か考えておられるのか、そこをお聞きしたかったんですが、町長いかがですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）町長さんの公約の中には、四季を感じる、四季を通じたイベントというふうに記載がしてあったと思います。今年は千葉家250年ということで、西国街道を中心にイベントをしております。その中には春のツツジを見ながらのお茶会であったり、七夕飾り、秋のライトアップ、それから、来年の春には桜を見ながらの上田宗箇のお茶会など、一応、町長さんの公約に沿ったイベントをしているところでございます。まずは、こういった西国街道、海田町の観光資源を中心に、いろいろな団体さんと今年事業をして、それから、そういった方たちのつながりをしっかり持ちながら、定着化といいますか、しっかり根を下ろしていくようなイベントができればと、そういうふうに考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）先日、ちょっとユーチューブを見てたら、中国地方5県の駅の乗降者数の順位が50位までなんですけど、出てたんですよ。これは2019年でちょっと古いんですけど、海田町は50位中12位でした。1万9,000人でした。山陰の松江や米子より多いんですよ。乗降客数だけなんですけど。これだけの方が海田町に駅に乗り降りされる、駅を中心としたイベントというのも考えられるんじゃないかと思うんですが、これ、以前、ひまわり大橋でいろんなイベントをやっていたんですが、最近ちょっと見かけないな。商工会青年部がプロジェクションマッピングされているぐらいかなと思うんですが、このひまわり大橋も貴重な資源だと思うんですけど、町長として、今、ひまわり大橋を有効に活用するためのイベントみたいなものを考えておられないでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）昨年度は社会実験といたしまして、当時の魅力づくり推進課を中心に、

ひまわり大橋を使って、出店といいますか、キッチンカー、出店みたいなものを橋の上でやった経緯がございます。それから、商工会のライトアップイベント、プロジェクトジョンマッピングのイベントですかね、あれも当時の魅力づくり推進課が協力をして一緒にやらせていただいたものでございます。継続的に何ができるかというのは、これからいろいろ検討させていただきたいと思いますけども、駅前橋、企画部としても、昨年、実証実験をした経緯もございますので、何か有効なものができるか、今、はっきりとこれをしますというのはちょっと言えないところではございますが、引き続き、協力できる団体さんと研究のほうをさせていただきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（桑原） 多田議員。

○12番（多田） 以前、フェスタひまわりという、駅前ロータリーを使った大々的なお祭りがございました。あの当時、やっぱり、町民の皆さん、すごく楽しみにされて、今でもやっておられますが、七夕とフェスタひまわりと両方、東と西、西になるか、海田町で大きなイベントがあって、非常に楽しみにされておりました。是非フェスタひまわりをもう一回やれと言うわけじゃないんですけど、ああいったようなイベントを町が主導してというとなかなか難しいですが、町の中の各種団体に呼びかけられて、是非、町が活性化するように呼びかけて、町が本当に昔のように、今活性化してないわけじゃないんですけど、スターバックスだけじゃなくて、こういった大きなイベントというのを是非考えていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（桑原） 1番、白井議員。

○1番（白井） 1番、白井です。今回は一般質問のテーマ、超高齢化社会に向けて、交通網の形成について質問させていただきます。本町では、2021年3月に策定された第5次海田町総合計画において、地域特性を生かした基盤整備によるまちづくりという項目があり、現在、主な取組として、快適な交通網の形成促進がある。具体例を挙げれば、町内循環コミュニティバスの運行である。通称ふれあいバス、JR海田市駅を起終点として、町内を北側・南側の2系統に分割して循環し、主要な施設に立ち寄りながら運行しています。2023年9月18日からは、役場庁舎移転に伴い運行ルートの変更も行われました。北ルート運行車両は9人乗り、南ルート運行車両はマイクロバスで28人乗りである。ふれあいバスについては主要な幹線を循環方式で走るバスであるが、歩いてバス停まで行く場合、高齢者の足では大変な方も多く見られる。本町は、メイン道路以外は道も狭く、坂道が多い。高齢者の利用者は買物や通院時に乗車することが多い。買物をした後、

バス停から自宅まで重い荷物を持って歩くのは本当に大変である。今後、高齢化率が高くなるのは確実であり、もっと利用しやすく利便性の高い交通手段が必要ではないだろうか。そこで提案したいのがグリーンスローモビリティの導入である。グリーンスローモビリティとは、時速20キロ未満で公道を走ることができる電動車両を活用した小さな移動サービスであり、地域交通の大幅な脱炭素化とラストワンマイルの確保、観光振興、まちの活性化など、地域・社会が抱える様々な課題の解決を同時に進める効果が見込まれています。現在では4人乗りのコンパクトな車両から22人乗りのマイクロバスのようなサイズもあり、活用方法により使い分けもできます。道の狭い地域でも活躍できる。電動であるため、上り坂でもパワーが落ちることなく力強く上っていきます。国土交通省は環境・経済・社会の統合的向上の考え方にに基づき、グリーンスローモビリティの推進をしています。高齢者のきめ細やかな交通網の救世主となるだけでなく、国際的枠組みとして目指している温室効果ガス排出ゼロにするカーボンニュートラルの実現に向けてまさに一石二鳥である。本町でも検討してみてはいかがか。以上を踏まえ、以下、質問いたします。1、海田町地域公共交通網形成計画におけるふれあいバス利用者の少ない地域や交通空白地においての新たな移動手段の導入についての進捗状況はどうか。2、グリーンスローモビリティの導入について、実証実験からでも試してみてもどうか。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）白井議員の質問に御答弁いたします。超高齢化社会に向けた交通網の形成についての質問でございます。1点目につきましては、現計画における移動手段の調査研究として、現在、ふれあいバスの乗車実態や先進地での成功事例を参考に、本町にふさわしい公共交通の在り方について検討を進めているところでございます。2点目につきましては、観光地での導入事例があることは承知をしておりますが、機動力の面や本町の道路状況を鑑みると、導入に当たっては課題が大きいものと考えております。

○議長（桑原）白井議員。

○1番（白井）回答ありがとうございます。今の感じだと、興味はあるがなかなか本町の交通状態とか在り方には難しいというようなことだったかと思います。国土交通省のグリーンスローモビリティ導入と活用の手引きというものがあるので、それをちょっと見てはもらいたいのですが、その中の政策コンセプトが三つありまして、一つ目が従来の公共交通ネットワークを補完する低速の小さな移動サービス、二つ目が運転手と乗客や

乗客同士、乗客と歩行者などのコミュニケーションが弾む機能を持つ、乗って楽しい移動サービス、三つ目が福祉面でのお出かけ支援、地域のにぎわい創出、観光客の満足度向上、高齢者の見守り、地域防災・防犯のための絆の強化など、多様な福祉的效果を持つと記載がございます。令和2年の3月、地域交通計画に記載してあるコミュニティバス以外の手段で交通空白地の不便さを補うというような文面がございますが、具体的にその他の手段というものは、今はどういったものを取り組まれてございますか。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）コミュニティバス以外の交通モードについてでございますけれども、タクシー、デマンドタクシーでありますとか、一般のタクシー、それから、今新聞でも報じられておりますライドシェアなども視野に入れながら検討を進めているところでございます。

○議長（桑原）白井議員。

○1番（白井）では、実際にはまだその他の手段というのは具体的には行われていないということになりますか。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）御指摘のとおりでございます。可能性、それから運行の、何て言いますか、可能性をしっかりと今検討を進めているところでございます。

○議長（桑原）白井議員。

○1番（白井）今、ふれあいバスの運行状況において、大きな赤字が出ている模様でございますが、どういった状態になれば、この事業が一定の成功、成果が出たという状態だと認識しておられますか。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）収支の改善につきましては、もっと乗っていただけるような、そのサービスといいますか、運行形態にしていく必要があるものと考えております。

○議長（桑原）白井議員。

○1番（白井）コミュニティバスの成功事例であります、武蔵野市というところに、ムーバスというのがあって、遠くのバス停まで歩くのが困難というニーズから、住宅地の中に入り込むルートをスタートさせたところ、ルートが、遠くても200メートル間隔、7路線あって9ルートで、1日50便以上ということを開始したところ、客足が増えて、特になかなか家から出られなかった高齢者や小さな子どもを連れた親子という方々が目

立つようになったという事例がありました。この事業に関しては、今現在は、目的が、公共施設の利用者の利便性を向上するというのが記載してありましたが、町の声のニーズは、おそらく通院と買物にこのバスを利用する方が多いと見ます。目的とターゲットを今現在、海田町としてはどこに向けておられますか。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）以前、海田町、一筆書きのように、1台のバスで一周しておりました。その後、計画策定及び住民の利便性向上というところで、やはり、生活利便性の向上ということを目指し、通院であるとか買物であるとかということを利用していただくということで、バイパスの下を通すルート、駅への速達性も確保するというところで、両方とも、北ルート、南ルートともに駅を結ぶというところで改善をしてきたところでございます。これにつきまして、これが全てではございませんので、より良い公共交通の在り方というものを今調査研究、そして、学識の方の意見を聞きながら、最も海田町のふさわしい公共交通の在り方を検討しているところでございます。

○議長（桑原）白井議員。

○1番（白井）ありがとうございます。交通弱者のかゆいところに手が届くという取組が多分必要で、それが達成されたときに多分利用者も増えるのだと思います。そう考えると、やはり通院と買物で利用しているという方が非常に多いというアンケート調査結果も出ておりますので、ルートの中に駅と公共施設を結ぶではなく、それも含めた上でスーパーマーケットや病院というところの近くに停留所を造るということのも大きな効果があるのではないかと、私は考えております。導入に向けて本町の道路状況を鑑みると課題が大きいというものもございます。僕自身はふれあいバスをなくして、これを導入するという意図ではなくて、ふれあいバスをより活用してもらうためにグリーンスローモビリティも活用してはどうかという意図で、例えば、ラストワンマイル、利用者の玄関からバス停までの道をその小さな車両で移動するとか、あとは、特に2号線とかバイパスの下とかは交通量も多いですし、スピードが出る車が多いので、とても活用できないと思いますが、海田町の瀬野川より北側のひまわりセンターから稲荷町、上市、中店などの狭い地域の方々の移動の手段に使うとか、町職員の方々がひまわりプラザと役場の行ったり来たりとか、活用方法は本当様々で、いろいろと、考えればいろいろ案は出てくるとは思いますが、これの一番いいところは、脱炭素、排出ゼロに近い。一度購入して、初期投資はかかるかもしれませんが、ガソリン代もかかりませんし、車両自体がモ

ーターなので、狭い道、坂道でもぐんぐん走っていくというのがメリットであります。是非いろいろの研究をしていただいて、試験からでも始めることはできませんでしょうか。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）議員おっしゃられるとおり、交通弱者、買物の弱者の方について公共交通でというのは、やはり我々も考えていかなければならない。ただ、本町といたしましても、この度、網計画のほうを改定するに当たりまして、ふれあいバスありきでものは考えておりませんで、いろんな手法を考える中でどれがいいかというところを選択していきたいと考えております。議員おっしゃられるとおり、駅から役場職員が使えるとか、そういったこともいろいろあるかと思いますが、道路状況や地理的状況、交通事情、そういったものを加味しますと、なかなかグリーンスローモビリティというのを導入しにくい環境にあるのは御理解いただきたいと思います。

○議長（桑原）白井議員。

○1番（白井）ふれあいバスの現在の運行についての調査アンケート結果を踏まえたときに、基本的にはコミュニティバスを継続しながらという文章が記載してあったんですけども、そこはちょっと今状況が変わったということですか。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）やはり、今の現計画から新たな公共交通計画のほうを策定していきますので、この5年間で状況は当然変わってきますし、道路状況も変わってきます。そこは、いろいろな手段を用いて海田町にふさわしいものをつくっていききたいということで、そこは最終的には公共交通会議の中で議論をしていくところでございますが、今の段階では白紙からゼロベースで考えていきたいというところでございます。

○議長（桑原）白井議員。

○1番（白井）今また、白紙からスタートということでしたが、高齢者の方は年々年も取ってまいります。今現在、多分不便を感じてられる方もいらっしゃると思いますので、やはりスピード感が、どの事業もそうなんですけども、スピード感が必要、大切というのはすごい分かっておられるとは思いますが、その白紙ベースから何か案をつくるまでの、例えば期限、何年の何月ぐらいまでにはこういう案を一つ出したい、二つ出したいというのを決められていますか。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽） すいません、私のちょっと答弁が至らなかったことと思いますが、現計画から新たな計画、この令和6年度中に策定をすることとしております。今後、町民の皆様へのアンケートとかそういったことで計画を策定していくこととしておりますので、すいません、前計画というのをそのまま引き継ぐんではなしに、もちろん調査研究も進めておりますし、いろんな手法も勉強しておりますので、その中で議論して、ふれあいバスありきではないという意味で、すいません、ゼロベースと申し上げましたので、いろんな方法を研究してまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 白井議員。

○1番（白井） 分かりました。海田町の未来を考えたときに、我々のような健常者は当然豊かなまちにしてほしいと思うんですけども、それよりも、やっぱり、交通弱者、お年寄りとか小さな子ども又は障がいを持った方々とか、そういったハンディを背負って生きていく方々が、海田町で良かったと本当に心から思えるようなまちづくりを皆さんで一生懸命つくっていただきたいと思います。お願いいたします。終わります。

○議長（桑原） 2番、新谷議員。

○2番（新谷） 2番、新谷です。本日はふるさと納税についてお伺いいたします。ふるさと納税とは、生まれ育ったふるさとに寄附という形で貢献できる仕組みであり、また、各自治体が国民に取組をアピールしてふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むことを目的としています。納税者は、ふるさと納税を利用することで自己負担額2,000円で、寄附額に応じたお礼の品を受け取ることができます。ふるさと納税のここ数年の実績は、令和2年度で665件、寄附額884万7,000円、令和3年度で1,135件、寄附額1,453万5,000円、令和4年度で2,132件、寄附額2,961万1,000円、徐々に寄附額が伸びてはおりますが、今後更にふるさと納税をしていただけるようにどのようにお考えかお伺いいたします。一つ目、令和6年度の寄附額、件数ともに目標を定めておりますでしょうか。また、返礼品の数を増やして、選択肢を増やすことが必要だと思いますが、返礼品増に向けて取り組んでいることはありますか。二つ目、今年度新規事業として、企業版ふるさと納税を新設する予定で、歳入300万を予定しておりますが、幾らの寄附を何件見込んで300万としているのでしょうか。三つ目、ふるさと納税による実施事業の中に子育て支援パスポートがございますが、年間の利用者、提示者数はどのくらいいますでしょうか。以上です。お願いします。

○議長（桑原） 町長。

○町長（竹野内）新谷議員の質問に御答弁いたします。

ふるさと納税についての質問でございます。１点目につきましては、寄附額としては5,000万円、件数としては5,000件程度を目標としております。今年度は、ふるさと納税に限らず、町内企業をはじめとする民間活力を施策に生かすため、企業訪問に力を入れている中で、町内企業への訪問を機に、昨年のG7広島サミットの贈呈品として選ばれた製品を新たな返礼品として登録していただけることになりました。引き続き、魅力的な返礼品の追加に努めてまいりたいと考えております。２点目につきましては、事業の開始年度のため、寄附の予測を立てることは困難であったため寄附額や件数に関する具体的な数値は設定をしておりませんが、サポート業務を委託する業者と連携をして、少しでも多くの企業に趣旨を御賛同の上、寄附をしていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。３点目の子育て支援パスポートにつきましては、令和６年度は2,784世帯に発行してございますが、実際の利用状況については把握をしておりません。なお、現在の協賛店舗数は77店舗であり、そのうち業種としては飲食店が26店舗と大きな割合となっております。過去のアンケートによりますと、協賛店舗の67パーセントでパスポートの利用実績があり、多い店舗では月に50件以上の利用があることが分かっております。今後も子育てしやすいまちであることを町民の皆様に実感していただけるよう、事業者にご協力をいただきながら、事業を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（桑原）新谷議員。

○２番（新谷）ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。よろしくをお願いします。今回はふるさと納税について質問させていただきますけど、ふるさと納税うまいこと活用すれば、実質2,000円で豪華な返礼品がもらえるというお得な制度でございます。また、各自治体にとっても寄附をしてもらって収入を増やすことのできる制度です。利用される方は2,000円の負担以外はお得なことしか基本的にはありませんが、その一方で、自治体にとっては収入が増えることもあれば、もちろん減ることもございます。実際、海田町では令和５年度の実績では、ちょっと通告には間に合いませんでしたが、約7,000万の実績で、逆に令和５年度に海田町から他の市町にふるさと納税をされた方は約1,979人で、金額で約１億5,000万弱ということで、ほかの自治体にふるさと納税をして寄附をされる方のほうが多い現状となっております。そうした中で積極的に寄附を募っていった収入を増やして、まずはプラスマイナスゼロを目指すところが

必要になるかと思います。ふるさと納税の利用者は日本全体で14.9パーセントと、今のところ、まだそこまで多いとは言えないんですけど、これからも新規開拓の余地というのはあるのかなと思います。実際に利用したことがある方の年代別で言いますと、20代、30代で約35パーセント前後、40代で約32パーセント、50代からは21パーセントと、比較的30代ぐらいまでの若い方というのがふるさと納税を使っているということがございまして、寄附額を1万から3万ぐらいの比較的少ない金額で複数の寄附をするというのが人気となっております。そこで、海田町へしていただく寄附を増やしていくために、ふるさと納税を積極的に利用されている若い方に向けて、SNSなどを活用して、今後、更に海田町のふるさと納税の返礼品などを宣伝していくことが有効だと考えます。今、既にふるさと納税をされている方もそうですし、ふるさと納税をしたことがなくて、ふるさと納税、聞いたことはあるけどどういう制度なのかなという方に向けてもそういうSNS、一番今メジャーなのはインスタグラムなどだと思うんですけど、そういったもので海田町の返礼品がこういうものがあるよというようなことを宣伝したりするのも手かなと思います。例えば、SNSでそういったことをつぶやくときにはハッシュタグというのを使うんですけど、例えば海田町の投稿だったら、ハッシュタグ海田町とかハッシュタグふるさと納税とかいう感じで投稿したら、それを調べた人に出てくるという機能なんですけど、それをしていいたら、その言葉を、してなくても、お勧めとして、似たような投稿を調べた人に出てくるというような機能があたりもします。ですので、海田町を知っている人ですとか、ふるさと納税を知らない人という方にも知ってもらうことができるのかなと思います。全く知らない人、興味がない人にも、興味ある人は調べると思うんですけど、興味がない方にも調べなくても勝手に出てくるという不特定多数の方にこうばつと表示されるので、そういったところで宣伝効果というものは非常に高いのではないのかなと思います。SNSは基本的に無料で利用することができますので、コスパという面でも、町が宣伝するに当たって広告費もかかりませんし、非常にコスパという面でも有効な宣伝方法ではないのかなと思うんですけども、その辺、SNSを使った活用方法、宣伝方法というのを今後考えてはいないでしょうか。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本）今、議員から御提案がありましたけれども、魅力的な返礼品を増やすことはもちろんのこと、それを知っていただくことで更に活用していただくことが更に重要になると考えます。したがって、今、議員が一例としてSNSにおけるハッシ

ュタグの活用ということを御提案されましたけれども、そういったことをも含めてより効果的な皆さんに活用いただけるような広報、周知について進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）新谷議員。

○2番（新谷）今、宣伝方法のことは言いましたけど、それと同時に質問にもしました返礼品の数を増やすというところにもなると思います。昨日時点では、海田町の返礼品の数は34個でした。そこでいろいろな市町の返礼品を見てみると、ほぼほぼ多いのが、やはりお肉とか野菜、果物、海産物などが人気の返礼品の上位を占めております。人気の自治体ランキングでも、例えば宮崎牛が有名な宮崎県の都城市ですとか、イクラ、ホタテが人気の北海道の白糠町とか、果物で有名な甲府市とかがいつもランキングの上位にいたりするんですけど、そのような名産品でしたり、特産品がある自治体はいいんですけど、そういうものが少ない自治体というものは返礼品選びに苦勞をしているのかなと思います。そこで、そのように特産品がまだないのであれば、工夫して返礼品を考えていかなければならないと思います。そんな中、いろいろ工夫しておられる市町がございます。一つ例を挙げさせていただきますが、例えばお隣の府中町ですと、返礼品の数は10個なんですけど、その全てがスマホ決済サービスのP a y P a yの商品券となっております。この商品券を府中町内の地場産品の基準を満たした商品やサービスという決まりがあるんですけど、そういったものを提供するP a y P a y加盟店で使うことができます。この商品券のいいところは、やはりP a y P a yを導入している、普段行っているお店ですとか、例えば美容院とかなどで使えるというところがいいところかなと思います。また、今回でいうと、府中町内だけでしか使えませんので、府中町内の企業の売上げにも貢献してくれて、地域の活性化にもつながるものと考えます。このように若い方も使用しやすく、寄附をしてくださる方の利用の自由度が高いようなサービスなどの返礼品なども増やしていく、特産品がない、海田町もないとは言いませんけど、あまりないと思いますので、そういったようなサービスの返礼品を考える御予定はございませんでしょうか。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本）今改めて御提案がありました商品券のサービスでございますけれども、これは今具体的に検討している最中でございます。取り入れられるものであれば取り入れようと考えている最中でございますので、これについては御提案のとおり、運

びになればいいと思っております。

○議長（桑原）新谷議員。

○2番（新谷）このP a y P a yのほかにも、例えば、体験型の返礼品ですとか、空き家見守りサービスの返礼品などとか、物をお返しするというだけではなくて、いろんな形のサービスという形でも返礼品を準備している自治体もたくさんございますので、その辺もいろいろな可能性を考えていただいて返礼品にふさわしいか、どのようなものを使いやすくて人気なのかというのを検討いただけたらと思います。次に、企業版ふるさと納税にまいります。この企業版ふるさと納税は個人版のふるさと納税とはちょっと違って、地方公共団体が返礼品を返すことをしてはいけないという決まりとなっております。では、どこでその寄附をした企業がメリットを得られるのかということ、寄附額の最大9割の税金控除を受けることができ、自己負担を約1割ということになるところでございます。その9割の税額控除の内訳ですけども、何個かにその9割が分かれていて、ふるさと納税は納税という名前がついておりますけど、一応寄附となりますので、国ですとか地方公共団体の寄附は全額損金となりますので、損金算入効果の法人の実効税率約3割分が税額から控除されて、残りの住民税と法人税を合わせて4割、事業税で2割という感じで3割、4割、2割で合計9割という形になっております。損金算入効果以外の法人税などの6割に関しては計算式があって、こっちとこっちどっちが高いかなというので、こっちという感じで決めるのがあるんですけど、そういったもので値が決まっていて、足した額が控除の割合となります。これを見たときに、本当に9割も税額控除されるのかなと。例えばですけど、1,000万税金を払わないといけない会社があったとして、1,000万を寄附したら900万も返ってくるのかと。それやったらすごいお得じゃないかと思って、いろんなパターンでちょっとシミュレーションをしてみました。所得別に、例えば500万、1,000万、3,000万所得、税引き前所得が出た場合で、その寄附額を100万、10万とかいろいろ変えてみてシミュレーションしてみたんですけど、そうすると、例えば、1,000万所得がある方で、先ほどの1,000万税金を払わないといけない会社がありましたけど、1,000万所得があって1,000万例えば寄附をした場合というのは、自己負担率が56.4パーセントなんで564万払わないといけないということになります。また、1,000万所得がある会社が寄附額10万した場合ですと、6.5パーセントというふうに所得と寄附額に応じてこの自己負担率が結構変動するということが分かりました。その所得が、大体所得に対して寄附額1パーセントというのが、9割という、以上の控除を受け

られるラインだということが分かりました。そこで、企業版ふるさと納税は10万円から利用することができますので、税額控除マックス9割受けようかなと思ったら、所得が1,000万以上出ている会社に限られます。そうした中で、今回、企業版ふるさと納税のサポート業務を依頼されていると思いますが、今回初めてやるので海田町のほうもどのぐらい寄附して下さるかなというのはちょっと分かりづらい、見通しが立てづらいなのというのは思いますが、私的には企業さんの立場になって考えたときに節税効果、また、今年度までは9割なんですけど、来年度からはこの税額控除の9割が6割に減ります。ですので、そういうことを考えると、結構厳しいのではないのかなというのは思っています。そこでサポート業務を任せていると同時に、海田町のほうでも独自にこういうことを始めたよというのは、各方面に宣伝していく必要があるのかなと思います。そこで、企業向けということであれば、特に海田町はじめ安芸区、安芸郡などの安芸地区の企業の方がゆかりも多くて寄附も募りやすいのかなと思いますので、そういったときに広島安芸商工会との連携が有効であるのかなとは思っています。私もちょうちよく商工会には行ったりするんですけども、その中で商工会の課長さんとかとお話をしていたら、例えば一例ですけど、会報とかが配られますので、郵送で届きますので、会員の方には、そういった方に一緒にビラを入れさせてもらうとかそういった話もさせていただいたんですけど、そういったことも考えられるのかなと思います。町として、今後商工会との連携について、今現在、何か考えていることがありますでしょうか。考えているのであればどのような連携を考えているのか教えていただけたらと思います。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本）現時点においては商工会との連携等はまだ考えておりませんが、サポート業務を委託する業者と連携する中で、より効果的な寄附を募る方法等について連携して進めていく中で、いろんな可能性を探していきたいと考えております。

○議長（桑原）新谷議員。

○2番（新谷）先ほども申したとおり、今年度で控除の割合が9割から6割に下げられますし、先月まであった電気代の物価高対策の補助金とかも終わって、企業さんも寄附がしづらい環境にはなってくるかと思っています。ですので、まずは海田町が企業版ふるさと納税を始めたということに関わりの深い近隣の市町の方に伝えていく必要があると思いますので、商工会のネットワークを使わせてもらいながらの周知というのも一つの手として考えていただけたらなと思います。最後に、ふるさと納税による実施事業の中に

子育て支援パスポートというものがございますが、実際の利用状況については把握をされていないということなんですけど、年間利用したのが、例えば100人なのか1,000人なのか、1万人なのかというところがちょっと分からなかったら、何年か続いてきたものだと思うんですけど、来年度以降もこの事業を続けるのかということがいいのか、ちょっと利用者が少ないからやめようかになるのか、ちょっと改善していこうかになるのか判断ができないのかなと思います。ですので、せめて月ごとでもいいんですけど、協力いただいている企業さんに、月に大体どのぐらいの提示があったかとかでも、報告をしていただくとかして、全体で年度で何人ぐらい利用した人がいましたよというのを判断して事業の評価をしていくということも必要なのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（大村） 今議員さんの御質問でございますけれども、少し古いアンケートなんですけれども、平成29年に協賛店に対してアンケートを行っております。その中で先ほどの答弁にありましたとおり、約67パーセント、約3分の2、3分の2のお店で利用があったと。その中で多いお店になると、ほぼもう毎日お客さん来られるんだよというところが全体の13.8パーセント、それから、週一、二回というお店が全体の10.8パーセント、週三、四回来られると答えられたお店が7.7パーセント、その他の月一、二回というのが20パーセント、年数回というのが12.3パーセント、こういった状況は把握しております。それで、何でアンケートを今取っていないのかというところで、やっぱり事業者のお店さんにちょっと負担になってしまう、正の字を書いて数えないといけないのかというふうなことで、負担になっているというところで、今のところ、平成29年以降はお店にアンケートを行っていないんですけども、そういった状況がありまして、今のところ来年度以降も続けていきたいとは思っているところでございます。

○議長（桑原） 新谷議員。

○2番（新谷） ありがとうございます。このパスポート事業ですけれども、このパスポート以外にでもほかの方法もいろいろ考えられると思うんですけど、今後、このパスポート以外にでも何かこういうのを検討しているとか、というのがあったりするんでしょうか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（大村） 先ほども少し申し上げましたけども、これはある程度普及していて、

ある程度好評でありますので、まずはこれは続けたいとは思っております。そのほか新しい事業などについては、ちょっと今後の調査研究というふうにさせていただければと思います。

○議長（桑原）新谷議員。

○2番（新谷）ありがとうございます。私、この事業に反対をしたいとかではなくて、子育て世代が本当に必要とされているのかというのが、聞かないと分からないのであれなんですけど、今後も実際に子育て世代の声を聞いていただいて、本当に助かっていると感じれるようなそういう事業をしていただけたらと思います。本日、ふるさと納税についていろいろ質問させていただきましたが、個人版のふるさと納税については、私としてはプラスマイナスゼロになるぐらいまでになってもらいたいですし、企業版も、今回初めての開始なので、どこまで行くか分かりませんが、できるだけ寄附をしてもらえるように宣伝ですとかしていただけたらうれしいです。頑張ってくださいと思います。ありがとうございます。終わります。

○議長（桑原）説明員入替えのため暫時休憩をします。再開は11時15分。

~~~~~○~~~~~

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします 一般質問を続行します。15番、佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中十九昭です。町長の政治倫理についてお尋ねをいたします。政治倫理とは、政治家が持っていないとてはならない規範。政治に携わる者として汚職や詐欺などを許さないという道徳心のことを言うのであります。更に、公務員は特定の国民に奉仕するだけではなく、国民全体の奉仕者として公共の利益の増進に尽くさなければならないという、公職の在り方を示す言葉。憲法第15条第2項に基づくもので、国家公務員法第96条、地方公務員法第30条に規定をされております。ところが、選挙公報とテレビ報道で、既に規範違反に抵触すると考えます。それを更に、テレビ放送ではスターバックスさんとは既に話をしているということで報道をされております。3月4日の議会だったんですが、3月8日のテレビ放送でした。更に、記者が、予算にはないけどと取材したら、町長は、ばれちゃいましたね、ばれちゃいましたねとテロップで報道を

されております。そこでお尋ねいたしますが、憲法第15条第2項に基づくもので、国家公務員法第96条、地方公務員法第30条に規定されている。地方公務員法第30条には服務の根本基準は、全て職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない。私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓いますと規定をしております。この立場から見ると、公正取引や行政審査や行政監査、更に、公契約上の入札談合などの関与、行為、排除及び防止に関する法律に触れるし、悪く言えば官製談合にもつながると。どのように進めていくのかお尋ねをいたします。

次に、保育料・学校給食・補聴器・放課後デイサービスについてお尋ねをいたします。つくろう新しい海田、人生100年、お一人様社会、と言われる時代を迎える中、本町において、いつまでも健やかで幸せな健康生活を送り続けてもらいたいと考えていますと、今年度の施政方針で示されました。この表は後にお尋ねします表でございますので、参考にしてください。そこで、その表に基づいて、一つ目には、保育料の第2子以降の無償化及び完全無償化を提案いたしますが、お尋ねをいたします。二つ目には、学校給食の第2子以降、若しくは町立小中学校の完全無償化を提案いたしますが、お尋ねをいたします。三つ目には、補聴器65歳以上購入補助を提案いたしますが、お尋ねをいたします。第4には、放課後デイサービス負担金を見直しし、助成拡大することを提案いたしますが、お尋ねをいたします。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）佐中議員の質問に御答弁をいたします。

まず、町長の政治倫理についての質問でございます。私の施政方針の一つとしてにぎわいと活力のあるまちづくりを掲げており、町民の皆様の第三の場所づくりを進めていきたいと考えております。そのためには町内に様々な業態の民間企業が立地することが重要であり、県や広島県観光連盟など様々な知見を伺いながら、企業訪問や意向把握を進めております。議員御指摘の私の発言は、そのうちの1者への対応状況を述べたもので、ほかの事業者にも同様の働きかけを行っているところでございます。今後、民間活力の活用に当たり、事業者を選定する際には公正公平な方法で進めてまいります。

続きまして、保育料・学校給食・補聴器・放課後デイサービスについての質問でございます。1点目の保育料の無償化については、現在利用者の所得等に応じ、様々な軽減措置を行っているため、第2子以降の無償化や完全無償化を町独自に行うことは考えて

おりません。2点目の学校給食費の無償化については、本年度から中学校第3学年生徒分の学校給食費を無償にしております。そのほかの学年につきましては、国や県、その他の自治体の動向を注視し、引き続き検討してまいりたいと考えております。3点目の補聴器購入補助については、これまで一般質問でも御答弁しておりますとおり、加齢による聞こえづらさなど、老化に伴う身体機能の低下は誰にでも起こり得ることであり、これに対応した社会生活上の支援を行うことについては、その効果を見極めながら慎重に検討する必要があると考えております。4点目の放課後デイサービス負担金の助成拡大については、原則、当該サービスの利用に係る費用のうち、9割は公費負担されているところでございます。更に、残り1割の自己負担については、利用者の所得に応じた負担上限月額の設定により軽減措置が講じられているところでございます。そのため、町独自に助成する考えは現時点においてございません。以上でございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）答弁をいただきましたが、答弁の中に他の事業者にも同様の働きかけを行っているところですよという答弁がありました。ところが、町長が選挙公報、テレビでもう報道されておるんですね。こういうようにもう既にスターバックスさんとは話をしているところですよ。今聞いて、前回もそう言われましたけれども、複数の交渉はどのようにされた経過があるのかお尋ねします。

○議長（桑原）資産活用課長。

○資産活用課長（久保隅）広島県の企業誘致の御担当課からの協力もいただきながら、様々な業態の企業様を訪問させていただきながら、御意見を伺ったりしている状況でございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）3月4日に議会があつて、3月6日にテレビ放送、3月8日だったかな、テレビ放送があつて、4月に機構改革をやつて、それまでにもう大体方向が決まつとる、町民の思い、受け取り方、もう既に町長はトップセールス、何回もそのことを言われて、今日まで来とる。一般職員が企業と交渉するのはやむを得ない、企業誘致でやむを得ないですが、町長はものすごい権限を持っておるんですね。町民から税金を集めて、強制執行もできるぐらい、差押えも含めてすごい権限を持つとる。それがスターバックスさんともう話を決めてしまつて、質問が出てきたから、前は1番の議員さんもやられてたし、私もやりました。12月もやりました。でも、政治倫理と言え、ルールですよ。

一般常識ですよ。それを、政治倫理でルーズにしとるといえるのか、軽く見とる。町長は全体の奉仕者であるのに一部の奉仕者になってしまって、その影響で大きくコーヒー店が影響したり、スーパーのコーヒーの焙煎したそういう原材料が影響する、こういうことになるわけですが、職員に聞いとるんじゃないんです。町長に聞いとる。もうテレビ、ここまで出しとるんですよ。経過を説明してください。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）企業誘致のプロセスにつきましては、透明性を確保して進めているところでございます。答弁にもございましたように、町民の皆様の第三の場所づくりという観点から進めているものでございまして、今議員から御指摘があったような公正ではない、不正であるというような指摘を受けるようなものではないというふうに考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）私は町長に聞いとるんですよ。職員は町長をカバーするしかないんですが、町長に聞いとる。このテレビ放送ができるまでに、もうスターバックスさんと既にご話をしているところです。それ以外は複数、今答弁ありましたね。どのようにされとるのか、どういう経過なのかお答え願います。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）町長答弁にもございましたように、他の事業者にも同様な働きかけというところでございます。今、資産活用課がございまして、企業誘致、積極的にやらせていただいております。ただ、企業誘致をするに当たって、出店情報等は民間企業、秘匿性の高い重要な情報でございます。できるところで議会の皆様にはしっかりと御報告はしたいと思っておりますけれども、途中でそれを公にすることで、できるものができなくなったりとする危険性もございます。ただその中で疑念を持たれるような不正であるとか、適正でないというようなことは一切しておりません。議会の皆さんに報告できることになりましたら、しっかりと御報告のほうをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）企業誘致、あるいはスターバックスさん、私、大好きですよ。来ること自体はいいんですよ。その来る手続きに問題がある。私、国会議員を通じて、国会図書館や今までのスターバックスさんのそういう出店、全部調べました、全国。稼働したところも実現したところもありますが、拒否をされたところもある。スターバックスさんそ

のものが、条件が三つある。これはビジネス、もうけ、二つ目はカスタマー、三つ目はパートナー、これが条件になつとる。全国調べると、富山の何とか公園、ここにあるんですが、全部調べてみたんですよ。そこは拒否したとされておる。富山の射水市じゃ、森林公園に出店を応募して、要綱をつくって協議してそれでやったのに、スターバックスさんは条件が合わないということでしてない。あるとことないこといっぱいある。ところが、基本は首長、町長や市長、村長がそういうトップセールスをしてないんですよ。第三セクターであるとか道の駅であるとか、そういうところが実現をしておるんですよ。直接町長が相手の業者を指定して、もう既にテレビ放送でそうっておる、おかしいとは思いませんか。政治倫理に欠けとると思いませんか。私は、来ること自体、大いに歓迎です。手続きの問題で、町長が、悪く言えば癒着をしている、良く言えば良くやったというのがあるけども、町民全体から見ればコーヒー店はスターバックスだけじゃないんですね。タリーズコーヒーとかコメダ珈琲とかドトールとか星乃珈琲とか、いっぱいあるんですよ。これを指定して、もう選挙に出る前から、公務員として職員のそういう活性化の任務を受けてされた、その延長がそうだったと思うんですが、私の判断ですよ。ところが、町長は違うんですよ。絶大な権力を持つとる。もう人事権から税の徴収から全部町民の暮らしに関わる問題、いろんな条件を持つとるのに、なぜ1者だけやってるのか、おかしいと思われんですか。企画部長の答弁はいいですよ。町長に聞いとる。政治家だから、何をするか分からん。そのために議会が監視をして、ちゃんとただして、3月4日に議会が始まりましたが、3月8日に、もうその前に流れとったんか知りませんが、私が見たのは、ビデオも撮ってあります。ここに写真をつけて出してるのがそれなんですよ。もうスターバックスさんと話をしとる。どこまでどうなつとるのか、それと併せて、複数のそういう企業、事業者ですね、なつとるのかちょっと説明を求めます。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）まず、町長は権力を絶対持っているというところがございますが、私自身、20年近く公務員を務めてまいりまして、特別職となった今もまさに公務員であるというふうに思っております。権力の行使に当たっては、抑制的であるべきだというふうに考えておりますので、今後、企業誘致を進めるに当たりまして、一切の疑念を生じないように、一点の曇りのない、透明化を図りながらプロセスを進めてまいりたいというふうに考えております。テレビの切取りを見られて、おそらく御発言をされているよ

うに思うわけなんです、スターバックスありきで1者だけにお話をしているわけではなくて、企業誘致に当たって、まずは本町の概況でありますとか本町が目指すまちづくりを複数の業者に御説明をしながら、御理解をいただきながら、本町の魅力を高めるような企業の誘致に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）おっしゃることはよう分かるんですよ。けども、もう決めてしまって、議会がうるさいから、後から複数というそういう交渉、証拠付けしておると感じるんですよ。さっきから言うように、3月までにどこどこに複数の業者に交渉したのか、これをお尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）先ほども申しましたけども、企業さん、これはもう一般論として言わせていただきます。もう出店情報とかそういうのは、本当に企業にとって重要な情報で、それを公にすること、それは本当に相手方にとっても不利益になりますし、ひいては町にとっても不利益になります。だからといって、繰返しになりますが、不当なことはしておりません。議会に報告できることになりましたら、真っ先に議会に報告をして理解を得たいと、そういうふうに考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）どうも、私の答弁からずれてってる。具体的にあった事実を言うてくださいや。何で言われんの。言いたくないの。全く答弁になってない。もしもよ、スターバックスさんが、町の施設はないと思うけども、誘致すれば、ふるさと館とか総合公園とか、それならまだ分かるわ。けども、織田幹雄スクエアとか町の施設に便宜を図るとか、そういうことはあつてはならんことですね。1企業ですから。だから、何者に当たって、いつどうなったかという説明を受けたいんです。覚えてないんですか。

○議長（桑原）よろしいですか。副町長。

○副町長（山崎）まず、企業誘致につきましては、議員がおっしゃるように、そう簡単に進むものではございません。今の段階では、各企業さんからいろんな出店の情報であったり、先ほど企画部長が申し上げたような経営情報に関わるようなことも含めて、現在の出店の動向や考え方、それから、様々な行政に求めることであつたりとか、そういうような意向をお聞きしているという段階でございます。もちろん、スターバックスさんについてもそのような段階でございます。ですので、具体的に何者というようなお答え

をするのも差し控えさせていただきたいと思いますし、様々なそういった情報を、私どもとしても民間企業の生の声をお聞きしながら、海田町にとってどのような形で進めていくのがいいかというのをまさに研究している段階でございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）おっしゃることは分かるんですよ。やっとなる行動がおかしい思うとるんですよ。スターバックスさんも調べたら、国会図書館、地域密着型に影響するように協力すると言うとるんですね。けども、さっき言うたように、ビジネス、これ、カスタマーとかパートナーとか、売る人、買う人、交流する人、こういうことを言うとるんですが、スターバックスさんもいいんですよ。ほかにどこに当たるとるかいうて、何にも答弁がない。答弁がなかったら、これしか当たってないということになるわけですよ。複数当たるとる当たると言われるけど、どこに当たるとるか、その答弁がないんですよ。答弁書の中にも、議員御指摘の発言のうち、他の事業者も同様に働きかけを行っていますいうて。どういう働きかけを行っているのか尋ねているんです。これを許せば、議会として監視の役割が果たせん。議会そのものが政治倫理について、率直に正確に誰もが納得できる、そういう状況でなかったら前に進まんと思うんですよ。それはどうなんかね。複数のところ、他の事業者にも同様の働きかけを行っておる。もう決めてしまってからやっとなるんじゃないですか。テレビであれだけ放送されておるのに、後から他の事業者にも同様の働きかけを行っている。これ、どことどこなんですか。何月何日、どうなっとなるんですか。私は通告しとるんですよ。それを無視するんですか。お尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）まず、公表してほしいというところは、もう、繰返しになります。企業との交渉内容等については秘匿性の高い重要なものでございますので、それを公にすることによって交渉が円滑に進まないということが、もう多分に予想されます。ですので、公の場での公表は避けさせていただきたいと、先ほどからお願いしております。それから、4月に入って資産活用課ができて、県や観光連盟も含めて22者、関係団体、企業のほうを訪問しております。製造業もあれば、いわゆる飲食店といいますか、そういったものもございます。たくさんございますので、その中で海田町に、先ほども副町長が申したように、どのような企業理念を持っているのか、どのような考えでいるのかということヒアリングして調査研究をさせている、そういう状況でございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）おっしゃることはよう分かりますよ。町長、3月8日、テレビでもう交渉しておるというテロップを出されておるんですね。それ以外、どこに当たりましたか。それ1者だけですか。お尋ねします。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（山崎）先ほど来、御答弁申し上げておりますとおり、スターバックスさんにつきましては、町長が公約で例示をした企業でございますので、この社とは既にお会いしていますということは申し上げておりますけれども、それ以外の複数者と意向調査なりをさせていただいているのは事実でございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）町長の公約だからといって、もともとそれが間違いですよ。さっきから言うように、町長は莫大な権利者ですよ。町長に出馬するときに、これに載せること、スターバックスさんを誘致する、にぎわいのまちづくり、個人名1企業だけ載せることが政治倫理に欠けとる、おかしい思わんですか。それから、間違いが拡大して、施政方針でもにぎわいのまちづくりでスターバックスさんいうて、個人名1企業だけ出しておる。それで、もう交渉にも行っとる。その姿勢が、ただしていけないかんと思うんです、私は。そうでなかったら、もう憲法も地方自治法も、議会は基本条例をつくっていますよ。曲がりなりとも執行しておりますが、町長のほうは政治倫理や条例がないんですね。だから、幅が広い。今のようなことも、姿勢としては、正しくない姿勢を取っておる。最初からそうなんよ。立候補する、決意する、公報に載すこと自体が、後援会ニュースなら別ですよ。公の公報にそういうことを載すこと自体が間違い。最初が間違っとる。ボタンの掛け違いみたいなもんよ。今、スターバックスさんとか町長どうなっとるん。交渉に行っとるの、どうなっとるんよ。お尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）本当に繰返しになります。その交渉内容の過程をつぶらかにすることができないと。それは、出店情報なり、そういったものは、企業にとって非常に重要で秘匿性の高いもの、それを公の場で、言い方悪いですけども、全部公開することは、相手からの信頼関係を失うことに直結します。ですから、そこは控えさせていただきたいというふうに先ほどからお願いをしております。ただ、その交渉内容については、決して不当で不公平なものではないというふうに思っておりますし、それが公開できること

になりましたら、真っ先に議会のほうに報告させていただきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）町長、3月の施政方針、20ページよ、もう名前を出して方針演説しておられるんですね。町有財産を有効に活用するために総合的なマネジメントを進めるとともに、スターバックスのようなまちづくりのにぎわいを象徴する企業を誘致する。もう施政方針で掲げておるんですよ。これの進捗方法、今どうなっとるのですか。お尋ねします。何で答えられんの。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）議長から指名をいただきましたので、もう一度答弁させていただきます。繰返しになりますけども、企業との交渉内容が公にできないというところでございます。その理由については、先ほどから何度も申し上げておりますので、繰返しはしませんが、現在そういうところでございます。

○議長（桑原）町長。疑惑を残さんように、一言。町長。

○町長（竹野内）スターバックスの誘致を掲げましたのは、町民の皆様からの声を踏まえて、やはり町内にサードプレイス、第三の場所が不足しているというような声をいただいたことを踏まえて、象徴的な企業でもありますスターバックスさんを例示として挙げさせていただいております。佐中議員の御指摘ございますような1者と不当に関係性を持って利益を供与するような事実はございませんし、今後、企業誘致を進めていくに当たっては、公正公平な取引等の観点から皆様に疑惑を持たれないような透明性あるプロセスを進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）どこまで進んでいるのか、それが聞きたいんですよ。

○議長（桑原）進んどらんでしょ。進んでないんでしょ。

○15番（佐中）町民も関心がある。同じようなことを答弁、私も発言も同じようなことを繰返しておりますが、もうしたくない、そりゃ。けども、明確でないでしょう。納得できんでしょ。何月何日、こういうふうにしたと、スターバックスさんは3月8日にテレビに出たんですが、その前に交渉しとる。まだ私の思いじゃったら、3月議会の前にもう話を進めてきておる。そう取ってもしようがないでしょうが。しかも、施政方針で、20ページにそういうにぎわいのまちのことを言われておる。1者だけやっ

ること、しかも施政方針で出しとる。憲法や法律に違反しとる。私はそう思うよ。よその自治体を国会図書館でずっと調べてみた。もうリコールもあったり、住民が反対したり、業者が反対したりしたところもある。成功したところもあるんですよ。道の駅も、それらが第三セクターみたいなんのでつくったところもあるんです。成功しとる。だけど、町長自らが、首長自らがやっとなところ、全くない。皆、協議会とか審議会を経て、そして、そこで実行委員会をつくって誘致を働きかけとる。町長はトップセールスとしてやるぞいう、ここが間違っとな。政治倫理としておかしいと思うのか思わんのか、それ1点、ちょっと聞かせてください。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）先ほど来の答弁と繰返しにはなりますけども、スターバックスさん等の特定の事業者と癒着のようなことをして、そこに対して利益を供与するなど、そういったことは毛頭考えておりませんので、議員の皆様と同じように、高い規範意識そして倫理感を持って、海田町のため、そして海田町民の暮らしの満足度を上げるための取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員、発言妨害するつもりはありませんけども、もう同じ答えなんですよ、ずっと。残っていらっしゃる質問があるので、これはよろしいですか、もう。時間もないですけど、よろしいですか。次の質問があるんですけど、いいですか。はい、じゃあ続けてください。どうぞ。佐中議員。

○15番（佐中）複数の当たったところ言うてください。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）先ほども訪問企業等の件数は申し上げました。ただ、どのような会社で、こちらがPRしてアプローチをして、どのような回答をいただけたかということについては、それを公にすることは、相手との信頼関係を損なうことになりますので、控えさせていただきたい。繰返しになりますが、よろしくお願ひしたいと、そういうふうに思います。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）それがおかしい言いよるんよ。スターバックスだけ名乗って、ほかのことは言えん、おかしい思わん。そこが大きな間違いのものの原因になっとな。考えが、一番の大きな出発点になっとなんですよ。この問題は後に引き続くかもわかりませんが、これでやめますけど。

次、もう時間がないから、一生懸命、一つだけ。1番の保育料。今、23市町あるんですよね。12の市町で対応しておるんですよ。あの表がそうなんです。海田町で、無料化が一番いいんですが、第1子とか第2子とか第3子からもう無料化をやつとるところが、23の町で11対応してないんですよ。12はしとるんですよ、いろんな形で。海田町は住み良いまちづくりという町長の方針ですが、これに対してどのように進めていくか、どのように改善して、本当に、財政的に援助したり、子どもさんを豊かに健やかに育てていく、3歳、5歳、それで10歳で大体人生のそういう、人がつくられていくように聞いておりますが、これ1点だけお尋ねします。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（大村）議員さん御質問の保育料の無償化というお話だと思うんですけど、これについては、現在でも住民税の所得割という所得に応じての保育料としておるといところもありますし、例えば、町民税の非課税世帯でありますとか、生活保護世帯、そういったところには免除しておるといふような施策を取っておりますので、現在はこの保育料の制度でやっていきたいと思っております。

○議長（桑原） 佐中議員。

○15番（佐中）終わりになりますがね、前向きに対応する考えがあるのかないのか。町長の言う暮らしやすい、住み良いまちづくりの中の一つ、子育て、これの基本方針、どう考えるのか、11の町がしてない、それに肩を並べるようなまちづくりはどうしてするのか、最後にお尋ねします。

○議長（桑原） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）先ほど、こども課長も申しましたように、既に所得に応じた軽減措置もなされています。また、3歳以上につきましては、もう保育料は無償化されております。その中で、来年度以降、海田町では第3期の子ども・子育ての計画を今現在策定しております。その中で、やはり1歳、2歳の保育ニーズが、現在やっぱり高い状況にあります。その中ではその保育ニーズに対応するための費用負担もまた想定しないといけないというふうにも考えておりますので、子育て施策全体の中で総合的に判断してまいります。

○議長（桑原） 佐中議員。

○15番（佐中）終わりますが、最後に、今の保育料、学校給食、補聴器、放課後デイサービス、これ、障がい者含めて、多分、何ばか答弁にはありましたけども、やっぱり、

弱い人を助けていく、援助していく、そういう政治は本当に暮らしやすい。弱い人を基準にして事業を進めるのが一番のまちづくりなんです。やさしいまちづくり。この基本を、全力を尽くして、やられることを訴えて、私の発言を終わります。ありがとうございました。

○議長（桑原） 暫時休憩します。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 12 時 02 分 休憩

午後 01 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。6番、小田議員。

○6番（小田） 6番、小田です。今回、軟骨伝導イヤホンについてお尋ねをさせていただきます。軟骨伝導は、音源から内耳、蝸牛に至る音伝導経路の一つで、この経路は2004年に奈良県立医科大学の細井裕司教授によって発見されたものです。従来から知られている気導、骨導、骨伝導とは異なることから第3の聴覚経路とも呼ばれております。特に、軟骨という用語に骨が含まれているので、骨伝導と混同されやすいですが、軟骨伝導は骨の振動を伴わない骨伝導とは全く異なるメカニズムです。次に、軟骨伝導イヤホンの特徴として、耳あかが貯留しないので清潔である。耳の詰まり感がない。周囲に音が漏れないや、イヤホン難聴にならないなどが挙げられます。これらはいずれも医学的観点から述べられているものです。日本の1,400万人いると言われる難聴者の内訳は、人工内耳が1万人、補聴器で対応しているのが200万人、非補聴者は1,200万人。つまり、難聴であるにもかかわらず、補聴器を使用していない人が一番多いということになっております。なぜこのような状況になっているのか。補聴器を使用していない人で、高齢の軽度から中等度の難聴の方で、自分では聞こえているつもりの方が多い。しかし、本当は完全には聞こえていないので、聞き漏らしがあったり、仕事上や社会生活上に支障が生じているという現状があります。これを解決することは、本人はもちろん、社会全体にとっても大きな利益となります。また、難聴の問題解決が認知症予防にもつながると厚生労働省も示しております。そこで、本町の取組についてお尋ねいたします。1点目、現在、難聴者に対してどのような対応をしているのでしょうか。日々の生活での対応、それから、役場窓口での対応についてお尋ねいたします。2点目に、難聴者に対して軟

骨伝導イヤホンを周知してはいかがでしょうか。また、購入者への助成を行ってはいかがでしょう。最後に３点目、まずは役場窓口に軟骨伝導イヤホンを設置し、対応してはいかがでしょうか。以上、答弁を求めます。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）小田議員の質問に御答弁いたします。

軟骨伝導イヤホンについての質問でございます。１点目につきましては、聞こえづらさがある方には、耳鼻咽喉科への早期受診勧奨を行うとともに、聞こえ生活支援等の相談を受け付ける広島県聴覚障がい者センターを御案内しております。また、役場窓口におきましては、来庁者の症状を確認しながら、分かりやすい言葉でゆっくり話しかけるほか筆談を行うなど、状況に応じて丁寧な対応に努めているところでございます。２点目の周知、購入助成、３点目の窓口への設置につきましては、軟骨伝導イヤホンが新たな技術による商品でございまして、取扱いメーカーもまだ数社にとどまっていることから、導入自治体での利用状況も参考に、まずは窓口での試験導入について検討してまいります。

○議長（桑原）小田議員。

○６番（小田）それでは再質問させていただきます。最初に、この１点目の聞こえづらさがある方には、耳鼻科等の受診勧奨を行ったり、県の聴覚障がい者センターを案内するというふうに御答弁いただきましたけれども、これを行った上で、更に受診をされなかったりこのセンターを利用されなかった方に対してはどのような対応をしておられるのでしょうか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）なかなかその御本人が受診したかであるとか、聴覚障がい者センターのほうに相談に行かれたかというところを把握できてないところもございすけれども、難聴であるとか聞こえづらさというのは予防が大事だと思っておりますので、部連携して予防の啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○６番（小田）予防が最も大事ですし、聞こえづらさがある方は病院を受診していただくのが一番最善の方法だとは思いますが、しかし、先ほど申しましたように、非補聴者の１,２００万人は何もしていないということが現状です。そこまで、病院に行ったり、補聴器をつけたりするまでもないという御本人の自覚で、そのような対応をされているのかど

うかは分かりませんが、そういった現状にあってまだ病院に行ってくださいとか、このセンターを利用してくださいというのは、少し症状の重い方に対してそのような案内をされているのかなというふうに考えます。そこまででなくても、その先にあります答弁のように、窓口においては、表情を確認しながら分かりやすい言葉でゆっくり話しかけるほか、筆談などを行うということですが、執行部の中でもマスクをしておられる方がいらっしゃいますけれども、まだマスクの着用は御本人の意思によって行われているものです。そのような方に対して、マスクを必ず外して、必ずゆっくりとお話をされているのかどうか、そこを確認させていただけますか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）マスクを着ける着けないは個人で判断しているところでございますが、なるべくゆっくりと、その方の表情も確認しながら丁寧に説明をしているところでございます。

○議長（桑原）小田議員。

○6番（小田）とても重要なことだと思うんです。しかし、コロナもありまして、パーティションなどで仕切られているときにはとても聞こえづらいと。今でもマスクをしていると、とても聞き取りづらいということもありますし、表情も見えないので、より一層言葉が通じないという現状がある中で、このような対応をされていると、筆談も行ったりと。こういう煩わしさを解消するために御提案させていただいた軟骨伝導イヤホンが有効であるのではないかというふうに、今回申し上げているところでございますけれども、最後の答弁のところで、まずは窓口での試験導入について検討してまいりますとございます。これは具体的にはどのような形でいつ頃導入を目指していくお考えなんでしょうか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）年度内に検討を進めてまいりたいと考えております。方法としては、販売元から機器の貸出しが可能というふうに聞いておりますので、短期間ではあるんですけれども、その活用と、あとは導入している自治体の利用状況や効果等の情報も参考に試験導入について検討してまいります。

○議長（桑原）小田議員。

○6番（小田）試験導入について検討していただけるということなので、早期に、なるべく年度内ということでも、3月末ではなくすぐにでも始めていただきたいなというところ

ろでございますけれども、これ、多分調べていただいていると思いますが、3万円程度で購入が可能になっており、従来の補聴器と比べると大変安価で手に入れやすいものだと思いますので、是非とも窓口に設置をしていただき、こういった聞こえづらさなどで不便を感じておられる方に早期に対応していただきたいと思います。早期にしてくださいのと、あとは、私、今かけている眼鏡は老眼鏡です。小さい文字などが見えにくいので、この眼鏡をかけて小さな文字を見るということが多々あります。用事があって、役場などに来るときに、ついこの眼鏡を忘れてくると、小さな文字が見えないということがありますが、ありがたいことに役場窓口には老眼鏡が設置してあります。軽度、中度、強度と3種類の眼鏡が置いてあるんです。目の見えにくい方にはそうした配慮がなされているにもかかわらず、耳の聞こえづらさを感じておられる方にはいまだ何の対応もされていないというのが、今回、一般質問に至った経緯でございますけれども、このように、目が見えにくい方に対応していただいているのと同様に、耳の聞こえづらさを日々感じておられる方にも早期に対応していただきたいと思います。年度内ということではございましたが、年度内のいつ頃、試験運用を開始されるのか、今一度御答弁願います。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）窓口で目の見えにくい方、それから、聞こえづらい方にスムーズに窓口でこちらの話を伝えたり、先方の話を伝えていただいたりということが可能になるように、早い段階で試験導入のほうは検討したいと思っています。ただ、先方の企業さんのほうもありますので、そちらの状況、それから、やはり導入に当たっては短期間しか試せないということもあるので、効果的な時期について、やはり担当、特に長寿保険課の窓口のほうの、窓口の多い時期とかに導入していききたいなというふうにも思っています。ただ、その聞こえというところで、イヤホンがいいのか、その方によっては筆談が良かったり、例えば窓口でアプリを使ったりすることも可能です。その方の状況に応じた対応も必要かと思っておりますので、導入時期も少し早い段階でできるように効果のある時期について検討してまいります。

○議長（桑原）小田議員。

○6番（小田）短い試験期間ということで懸念をされているんだと思いますが、聞こえている方でも軟骨伝導イヤホンをつけていただくと、その音のクリアさにとても驚かれるのではないかなというふうに考えますので、是非、町長から試していただきたいなというふうに思います。町長発信で、こういった耳の聞こえづらさにより、生活上

不便を感じておられる方には、軟骨伝導イヤホンというのがあるんですよと、3万円程度で購入ができてとてもクリアな音が聞こえますというふうに宣伝をしていただけないかなというふうに思います。補聴器との一番の違いは、補聴器は、耳の穴に差すのでほかの音を遮断するのと、あとはつけたまま食べたりするとそしゃく音がとても気になるんですよ。なんです、この軟骨伝導イヤホンは耳の穴を塞がないので、そしゃく音も気になりませんし、周囲の音も聞こえる状態でイヤホンを装着することができるのが一番いい点かなというふうに思います。あとは、音を耳に流す補聴器のように穴がないので、とても清潔に使えるというところも、役場で使う場合は、前の方が使われた後はきれいに拭けばきれいなまま次の方が使えるというような形で、たくさんの方に共有していただいても清潔なまま使用していただけるのもとてもいい点ではないかなというふうに思いますので、町長、いかがでしょうか。町民に向けて発信をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）発信に当たりまして、まずは試験導入を試みまして、先ほど言いましたように、イヤホンがいい方、それぞれおられると思いますので、そのあたりをまず見極めながら、まずは試験導入のほうを検討してまいります。

○議長（桑原）小田議員。

○6番（小田）まずは試験導入をしていただき、その先はこれがいいなというふうに思われたら、是非、町民のほうへ購入費の助成も行っていきたいというふうに思いますが、その先については試験導入が終わった後で検討していただけるということでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）試験導入後につきましては、設置するのかどうか、その効果を見極めながら判断していきたいと思っておりますが、購入助成につきましては、難聴と認知症の発症の関連性について国でまだ検討中でございます。加齢性の難聴が、本人が気づかないうちに進行していたり、適切な支援につながってなかったり医療機関に受診しなかったり、いろんな課題もございますので、そのあたりは総合的にまず国の研究成果のほうはしっかりと見極めながら、今後についてはしっかりと総合的な判断をしてまいります。

○議長（桑原）小田議員。

○6番（小田） それでは、しっかりと役場での導入を早期にさせていただき、こうした聞こえづらさによる生活上の不便を感じておられる方への支援をお願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長（桑原） 7番、大高下議員。

○7番（大高下） 7番、大高下です。本日は盛土規制法についてお尋ねいたします。令和3年7月に発生した静岡県熱海市での大雨に伴う大規模な土石流災害等を教訓として、土地の用途にかかわらず危険な盛土等を包括的に規制するため、盛土規制法が令和5年5月26日に施行されました。これを受けて、広島県が規制区域の指定を行い、本町全域が規制区域の対象になっております。これにより新たな危険な盛土が造成される懸念は減少することとなりましたが、既に造成された盛土については、その安全性を調査の上、必要に応じて工事などの対策を取らなければなりません。そこでお尋ねいたします。盛土規制法の施行と県による町全域の規制区域の指定を受け、町として何らかの対応をされましたか。2点目、大規模盛土造成地は町内に何箇所ありますか。また、その安全性についての調査は行っていますか。3点目、大規模盛土造成地について近隣の住民にその存在を知っていただき、防災意識を高め、災害の未然防止や被害軽減につなげる必要があると考えますが、周知、啓発等を含め、今後どのように対応される考えですか。以上です。

○議長（桑原） 町長。

○町長（竹野内） 大高下議員の質問に御答弁いたします。

盛土規制法についての質問でございます。1点目につきましては、静岡県熱海市における土砂災害の発生を受け、令和4年3月に盛土による災害防止のための総点検を実施いたしました。また、令和5年5月の盛土規制法の施行に当たり、自治会を通じて法律の概要を示したチラシを回覧するとともに、同年9月の法律の運用開始に合わせて、大規模盛土造成地の情報を町ホームページに掲載することで周知を図ってまいりました。2点目につきましては、大規模盛土造成地は町内に8か所ございます。このうち、調査の優先度が高い2か所について現地調査を行いました。が、擁壁や石積みの変状が進行している様子は認められませんでした。盛土の健全度や安定性も一定以上確保されているため、要経過観察と判定をし、以後、1年ごとに点検を行うこととしております。また、残り6か所につきましても、現時点では対策が必要な現状を確認しておりません。3点目につきましては、大規模盛土造成地の位置は、現在、県のホームページにおいて公表

をしております。町といたしましても大規模盛土造成地やその周辺にお住まいの方がその存在を認識し、災害リスクに備えていただくことは重要であると考えておりますので、引き続き、こうした情報の周知に努めてまいります。

○議長（桑原）大高下議員。

○7番（大高下）それでは再質問させていただきます。町内の大規模造成地のうち、調査優先度の高い2か所の位置はどこですか。

○議長（桑原）建築営繕室長。

○まちデザイン課建築営繕室長（矢熊）調査優先度の高い2か所というのは、まず一つ目が三迫一丁目地内の山陽団地という古い団地があるんですけども、そちらの北東側のちよっと大きめの擁壁があるところがございます。もう1か所というのがそのすぐ近くに海田南小学校がございますけれども、そちらのグラウンドの部分が大規模盛土造成地と、優先度の高いものとなっております。

○議長（桑原）大高下議員。

○7番（大高下）先ほど、現地調査の結果、要経過観察と判断された大規模盛土造成地について、今後誰がどのように点検を行うのですか。

○議長（桑原）建築営繕室長。

○まちデザイン課建築営繕室長（矢熊）要経過観察とされた盛土の点検の方法ですけれども、こちらの2か所については点検カルテというものを作っております。こちらのカルテを用いて危険な場所をどういうふうに点検したらいいかというのが示されているものなんですけれども、そちらを持ちまして、町の職員が現地に赴きまして、このある定点のポイントに、例えば、擁壁の若干こう亀裂が存在しているということがございましたら、その亀裂がまず広がっているのか前と比べて広がっていないかとかいう点検をしたり、また、一部ではその盛土の下から湧水という、水が染み出しているような傾向があるところもございますので、その湧水が危険な範囲に至るまでこう増えていないかとかいったことを点検してまいります。これ、年1回点検ということになっておりますので、年ごとに点検した結果を、前の年の結果と比べまして、見受けられる変状が増大していないかということ判断してまいります。

○議長（桑原）大高下議員。

○7番（大高下）定期点検の頻度、先ほど、年1回ということでしたが、地震や豪雨があった場合には、大規模盛土が安全なのか非常に心配です。その際にも点検する必要があ

るんではないですか。

○議長（桑原）建築営繕室長。

○まちデザイン課建築営繕室長（矢熊）議員の御指摘のとおり、平常時につきましては、先ほど申し上げたような点検の方法で年1回実施してまいりますけれども、地震であったりとか又はちょっと強い雨が降ったりして、それが現状の盛土のほうに影響を与えるという可能性は十分考えられると思っております。そこで災害対策本部が設置されるような強い地震であったり降雨があった場合については、随時点検と申しまして、定期点検の時期にかかわらず、その都度点検をしてまいるようなことを今考えております。

○議長（桑原）大高下議員。

○7番（大高下）今後なんですけど、定期点検等の結果で危険であると判断された場合はどうされますか。

○議長（桑原）建築営繕室長。

○まちデザイン課建築営繕室長（矢熊）定期点検の結果、危険であるというふうに判断された場合は、先ほど申し上げたように、既にある変状が広がっているとか、湧き水が大量に噴き出しているとかという変状が見つかりましたら、その先の調査の段階に入ってまいります。具体的には調査計画を立てまして、その盛土に対して詳細な地盤調査、これ、ボーリング調査も含めて行ってまいるんですけれども、そのボーリング調査を通じて盛土が安全、安定に存在しているかというのを確認してまいります。その結果、安全であるというふうに判断された場合はそれでいいんですけれども、仮に危険だと判断された場合には、またその次の段階に入ってまいりまして、盛土自体の持ち主が民の場合も公の場合もあるんですけれども、その防災対策工事を検討していくような形になると思います。

○議長（桑原）大高下議員。

○7番（大高下）この危険度の周知徹底なんですけど、どういう形でされてきましたか。

○議長（桑原）建築営繕室長。

○まちデザイン課建築営繕室長（矢熊）危険度の周知につきましては、これは県のほうで実施した優先度の順位というのがございます。これについては、盛土自体が適切に維持管理されているか、普通の盛土の盛り方というのがあるんですけれども、そういった基準に達しているか、また現地調査を行って不安定になってないかということを勘案しながら、優先度というのを決めてまいっております。その2か所の優先度が高い場所に

つきましては、ちょっと、特別に、今公表をしているわけではございませんで、町の内部でその優先度が高いところをしっかりと把握して点検に努めて、変状が起きたらすぐに対応が取れるような形にさせていただきます。

○議長（桑原）大高下議員。

○7番（大高下）その件を住民には周知してないんですか。

○議長（桑原）建築営繕室長。

○まちデザイン課建築営繕室長（矢熊）現状ではしっかり周知というのはしてはございません。

○議長（桑原）大高下議員。

○7番（大高下）そりゃ、ちょっと、今後もするつもりはないんですか。何か理由があるんですか。

○議長（桑原）建築営繕室長。

○まちデザイン課建築営繕室長（矢熊）そうですね、理由というのは、その盛土の、町内の8か所に大規模盛土があるということは公表はしておるんですけども、直ちに危険が迫っているわけではないというふうなこともございますので、いたずらな、危険だからといって不安になるような材料をできるだけ状況を防ぎたいというところもございますが、今後につきましては、そういった情報についても、他市町の状況を参考にしながら、できるだけ、住民の皆さんに安心していただけるような形でお伝えできるように検討はしてまいりたいと思っております。

○議長（桑原）大高下議員。

○7番（大高下）この6月、7月、集中豪雨の季節ということで、しっかりその安全対策のほうをお願いして終わりたいと思います。

○議長（桑原）9番、下岡議員。

○9番（下岡）9番、下岡です。まず1点目、自治会対応について。全国的に自治会加入率は低下しており、地域コミュニティの維持、自治会活動の活性化は自治体にとって大きな課題である。女性や高齢者の労働参加による地域活動参加者不足、冠婚葬祭等付き合い減少、親子世代同居の解消、情報伝達のSNS化等、自治会活動には多くの逆風が吹いている。地域のお付き合いや地域のお世話をするなどの伝統的価値観は廃れつつある。自治会は、本来、地域での相互扶助、相互交流を目的とする組織である。しかし、避難行動要支援体制の構築は進まず、とんど、盆踊り、餅つきなど地域行事減少に見ら

れるようにその機能を失いつつある。今の自治会活動は、いきいきサロン、百歳体操、独居高齢者見守り活動、空き缶等散乱ごみ追放キャンペーン、夏季、冬季夜間巡視など、行政主導の事業が中心である。自治会加入者には班長・役員等の役務や自治会費、団体への募金等の金銭面での負担があり、それに見合う受益は見込めず、地域住民に自治会離れ・否定の気分がある。質問します。自治会長へだけでなく、住民対象のアンケートを実施して自治会の評価、参加意欲、改善要望等実態調査を行ってはどうか問う。2点目、自治会長から負担に感じるものとして、多い順に、後任の会長・役員の選任、行政からの各種委員の選出・推薦依頼、広報紙やチラシの配布・回覧が上位3項目である。会長不在は直ちに単位自治会存続に関わる問題であり、後ろ二つは直接行政が絡む問題である。どのように行政として主体的に問題解決に関与していくのか、答弁願う。広報紙などの配布は自治会経由から業者委託に切替えを検討するべきではないか、併せて問う。3点目、自治会トータルで見たとき、総受益より総負担のほうが大きいと感じる。また、受益面で高齢者世代のみが圧倒的に多く、負担面では突出して会長が大きい、いびつな構造になっている。このままで自治会は持続不可能である。制度改革して、自治会を合併して4小学校区自治会に集約してはどうか問う。会長・役員を大幅削減できるし、大ぐくりすることで何とか生き残れる。行事にしても単位自治会でできなかった、例えば、去る3月31日に海田小学校で行われた全世代参加の海田市祭り等が実施できる。役場と単位自治会の間に中間組織三つは多過ぎて弊害が目立つ。4点目、広島市は地域問題を解決する手法として、官民連携の伴走支援制度広島型エルモ、ローカルマネジメントオーガニゼーションの頭文字を取ってエルモ、地域運営組織を始めた。小学校区を単位に社協や自治会、子ども会、長寿会、商工会メンバー等関係者の協働により事業を行う。市が認可すれば、人件費、維持費、事業費を補助する。海田町でも実施に向けて検討する考えはないか問う。5点目、社協の戸別会費、公衛協の環境・健康募金、赤十字会員会費、赤い羽根募金の募集について、役員・班長の負担の軽減と個人情報保護の観点からキャッシュレス決済の導入を主導してはどうか問う。

大きく2点目、循環バスについて。執行部は令和7年度からの抜本的改正を前提に持続可能な地域公共交通体系を検討している。現在の循環バス運行では限界が見えており、とても持続可能とは言えない。既に先進事例もある集合型デマンドタクシー方式をメインに検討すべきではないか問う。1、今の循環バス方式は効率が悪い。令和5年度運行負担金、予算ベースで2,566万7,000円を利用者3万1,125人で割ると825円、1人頭とな

り、運賃150円を加えると975円パー一人・回となり、タクシーを利用した場合より割高である。バス方式の大量輸送メリットがない。利用者数3万1,125人を年間便数5,000、運行日数250日かける1日20便で割ると6.2人、1便当たりとなる。循環バスに始発から終点まで乗る人はおらず、仮にルートの中分乗ると仮定すると、乗車率2分の1とすると、停留所を通過する1便当たり乗車人数平均は3人強と非効率的である。令和6年度運行負担金は3,225万7,000円、前年度比126パーセントが予算計上されている。うち約500万円はバスピー廃止に伴う新たなプリペイド装置導入負担金と聞いている。割高なバス方式継続を前提にした検討は好ましくない。見解を問います。2点目、立地適正化計画では、今後の高齢化の進行に伴い、自家用車での移動が困難になる所帯の増加が懸念されることから、過度に自家用車に依存しないまちづくりを進めるとともに、効率的な公共交通サービスを実現する必要がありますと述べている。海田町は既にコンパクトな町になっており、町民には車、バイク、自転車の移動が最も便利であり、地域公共交通はそれらを利用できない交通弱者の交通手段となっているのではないかと問う。過去の利用者アンケートで年間利用回数の分布構成比率から町民の利用者総数が推定できるが、それは約何人になるか問う。おそらく町民の3パーセントには届かないのではないかと問う。公共交通利用者の立場から、定時・定路線、停留所まで徒歩移動の循環バスではなく、いつでもどこからどこへでものタクシー方式に切り替える必要があるのではないかと問う。3点目、デマンドタクシー方式においても、集合型にすれば運行負担金の8割程度が交付税措置されとの先進地情報もある。国交省は一般ドライバーが自家用車を使って、有料でお客を運ぶ日本版ライドシェアを認める方針であり、将来的には地域公共交通にも適用されとの情報もある。運転手の労働条件改善のため、将来にわたって運行負担金の高騰が予想されるバス方式に固執すべきではない。見解を問う。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）下岡議員の質問に御答弁をいたします。

まず、自治会対応についての質問でございます。1点目につきましては、単位自治会ごとに組織や運営事業に対する課題などが異なることから、住民対象のアンケートを仮に実施したとしても、その結果を現在顕在化している課題等に対する改善策に直ちに繋がれるとは考えがたいため、実施する考えはございません。2点目につきましては、今年度に入り、町から発信する文書の簡素化や充て職の依頼の見直しなど、負担軽減に向けた取組について、できることから取り組んでいるところでございます。広報紙など

の配布について、今後、自治会の皆様と相談をしながら民間事業者への委託など、様々な配布方法について検討してまいります。3点目については、自治会は地縁団体という性質上、行政が主導して団体を集約することは困難であると考えております。4点目につきましては、広島市が令和5年3月から団体の認定をスタートしてから間もないため、今後の動向を注視しながら調査研究を進めてまいります。5点目につきましては、実用性や収納額への影響も勘案しながら、他自治体などの先行事例について調査研究してまいります。

続きまして、循環バスについての質問でございます。1点目につきましては、令和2年度以降、コロナ禍の影響もあり、利用者数等は減少しましたが、令和4年度より回復傾向にあることも踏まえ、現行の循環バス方式も含めて様々な交通モードを検討してまいります。2点目と3点目につきましては、本年2月と3月の循環バス利用実績から、定期的又は随時利用している方の実数は約1,000人と推計しております。こうした利用実態や、今年度実施する地域公共交通ニーズ調査の結果等も踏まえ、必ずしも循環バス方式ありきではなく、様々な交通モードを視野に入れながら、次期海田町地域公共交通計画の策定過程の中で検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） 再質問いたします。まず、アンケート調査をする気はないというて答弁があるんですけども、あなたたち、自治会の実態というのをちゃんと把握しているんですか。把握してないでしょう。3月定例会で玉川議員が、パソコン、自治会で何に使っとるか、調査研究してまいりますと、自治会がパソコン何に使っとるかしら把握してないじゃないですか。実態も分からないでよくいろんな施策考えられますね。だから、全く無関心、無為無策、自治会政策は何もないんですよ。行き当たりばったりじゃないですか。この答弁、皆そうじゃないですか。調査研究してまいりますとかね。自治会の皆さんと一緒に検討してまいります。何ら主体的な考え方がないのかと、ここが一番大きな問題ですよ。自治会が今このままで持続可能だと思っているんですか。まず、そこから。

○議長（桑原） 地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田） 自治会長の皆様にアンケートを実施したところで、役員の成り手不足、それから、自治会長の皆様の事務負担が非常に重いということは把握しております。それを踏まえまして、今年度に入って、町から発信する文書、非常に内容が分かりにくいものであったりとか、分量が多いもの、これらをスリムにして簡素化すると

いうことにまずは手をつけております。それから、窓口にいらっしゃったときにワンストップで対応していくと、そういうことも会長の皆様にはお伝えしております、それから、町内、また関係機関につきまして、充て職を従前どおりお願いするというのは見直しをしてほしいということも発信をしております。これらに加えて、また、引き続き、できることについて継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）できるところからやりますじゃないでしょうか。今、自治会は、もう存続するかどうかの瀬戸際に来ているんですよ。今もね、幾つか大きな自治会でもう自治会廃止と検討している自治会が具体的にありますよ。私も何箇所か聞いているし。それ、特定の自治会だけの問題じゃないですよ。自分の所属している自治会でも自治会長誰にするか、大きな問題ですよ、過去から。何とかね、自治会を存続させなきゃいけないだろうと、皆さん思っているからね、自治会長を何とか選んできたんですよ。地域のいろんな方に相談しながら、拝み倒して。あのデータ見たら分かるじゃないですか。70代とか80代の方が多く自治会長をやっておられる。もうその方たちは限界に来ているんですよ。辞めるに辞められないから仕方なく自治会長を続けておると、こういう自治会長さんたくさんいらっしゃる。普通、自治会長さんは任期2年ですよ。だから、もう辞めたいけども、後やってくれるもんがおらんから仕方なくやっている、こういう自治会長さんたくさんおられる。それをどうするかいったら、もう辞めたくてたまらなければ辞めるとなったら、後、会長代行だとか顧問だとか、そういう人が、会長ではなくてそういう立場で、代行的なところでやっている箇所も何箇所もありますよ。今聞いたら何、書類の出し方を、簡易なとか何とかかんとか、自治会長の負担軽減全くなっていないじゃないですか。何を言っているんですか。そんなことの程度でこの流れは止められませんよ。大きな自治会が1か所、2か所止めたら、後、もうドミノですよ。ああ、止めてもいいんだと。今は何とか自治会を存続せにやいかんだろうと、地域の皆さんそう思っているからね、早く言えば自治会長が犠牲になってやっているわけですよ。その気持ちというのが全くあなたたちには分かってないでしょう。そこが一番大きな問題なんですよ。自治会長アンケートからもうはっきり出ているじゃないですか。会長の後任、役員の成り手不足。まだ役員は何とかなるんですよ。私の自治会なんかでも、コロナ前までは何とか地域の有力というか、やってくれる人をお願いしてやっていたけど、もうコロナ頃、特に最近はもうそれでも嫌だという方がいらっしゃるから、もう強制ですよ。班長さんの

中から役員をくじ引きか順番かで、私の自治会、西自治会の場合は四つのブロックに分けていますから、その各ブロックから副会長1名と役員、会計部長だとか福祉部長だとか、文化体育部長なる者を1名ずつ各ブロックから2名役員出しなさいと、強制ですよ。出せなかったら、くじでも順番制でも何でもやって出しなさいと、強制ですよ。役員はまだ何とかなる。じゃ、自治会長をくじでやりますって、くじでできますか、こんな仕事か。自治会長が全ての自治会の業務をまとめているんですよ。自治会長が何やっているか分からないでしょう。分からないからパソコンを何に使っているか分からないんですよ。まず、自治会長、自治会員が各班に何人いらっしゃるか、出入りをきちっと把握しておかなきゃ、広報の配布のしようがないじゃないですか。だから、出入りを丁寧に把握している。入ってきた人、出た人、亡くなった人、それを毎月の広報配布に反映しなきゃいけないからですよ。これ、ルーズにやっていたら過不足が出て、どっかの班は余った、どっかの班は足りないと、こういう状況が出てくるから、まず、自治会員の班ごとの人数をきちっと把握する。パソコンですよ。それから、自治会も会費を集めてやっているわけですから、当然予算があり、予算に基づいて事業を執行するわけですから、お金の出入り、総勘定元帳をきちっとつけていかなきゃいけない。ほんで、期が終わったら毎期決算をしなきゃいけない。決算報告しなきゃいけないから、普通の企業とか組織がやっていることと同じことをやっているんですよ。それ以外にも、今言ったように、何の事業をどうやるか、事業計画を立てて何をやって何人参加したかと。最後に事業報告とか総会でやらなきゃいけないから、それもやっていますよ。それ以外にも、会員に対する情報発信、パソコンで文書を作って流していますよ。今のここのいきいきサロンね、だったら、今月はどういうテーマでやります、映画やりますとか演芸をやりますとか、あるいは包括支援センターから健康のお話をしていただくとか、そういった内容を会員に知らせなきゃ参加してもらえないでしょう。そういう地域の行事の予定ね。今の、例えば今月だったら、6月30日のクリーンキャンペーン、空き缶等散乱ごみキャンペーンね。班長さんには、参加した人、人数を報告してくれと。何のために報告せにやいかんのかと思うけども、過去からそういう役場から言われとるからね。手間だけども、参加者人数を調べて、各役員が班長に聞いて、それをまとめて役場へ報告しなきゃいけない。そのデータとかを保存しておくんですよ。全てパソコンなんですよ。それ、誰がメインになってやるかいうたら、自治会長ですよ。副会長4人おるけど、副会長はそれ指示に基づいてやるだけであってね、だから、自治会長がいないと自治会は回らないん

ですよ。だから、あなたたちも何かあったらすぐ自治会長宛てに文書を出すでしょう。それもばらばらに。例えば、どっかの道路工事をやりますいうたら、建設は自治会長のところへこうやりますから徹底してくださいいうて持ってくるでしょう。いろんな情報をばらばらに自治会長のところに持ってくるじゃないですか。だから、自治会長が、まずどっかにお勤めの方が自治会長はできませんよ。もうほとんど専任でないと。その業務内容だって、今言うように、数字を扱ったりするわけですから正確でなきゃいけないわけだからね、しっかりした人でないとできませんよ。総会やってから説明したら、班長の方からいろんな質問とか質疑だとか出てくるわけだから、そこをしどろもどろやっていたら、何やっているんだみたいなもんですよ。だから、それにふさわしい人じゃなきゃできないんだから。分かっているんですか、あなたたちは。何、文書を負担軽減について、できることから取り組んでいる、そんなんじゃ駄目でしょう。抜本的に考えなきゃ。自治会長。今言ったように、自治会の存在意義というのは、住民の側にあるのか役場の側にあるのかと、ここですよ。なくなってね、住民が困るかという話ですよ。何も困りませんよ。はっきり言って。例えば、今の災害時の避難行動要支援体制、支援が必要な人いうて手を挙げなさいといったら700人ぐらい手を挙げたけど、それじゃ、それを誰がフォローするのか、支援する人の名簿、きちっとできていますか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）今現在進めているところでございます。100パーセントではございませんけど、着実に進めているというような段階でございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）着実に進めておる。700人のうち何人ぐらい支援者が見つかつとるんですか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）すいません、手元にございませんですが、確実にサポートされる方と、そういうふうな方を個別計画によって明確にしていこうと、今作業を進めているところでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）うちの自治会なんか全然そういうのを取り組んでいませんよ。誰が手を挙げたのかすら、私は役員だけでも知りませんよ。おたくらが把握しているだけです。そういう状況ですよ。何が相互支援なんか、全く今は、だからないんです。交流とか親睦、コロナ前までは、例えば、1日バスで温泉行くだとか高齢者の食事会だとかいろいろ

なことをやっていたけども、もうコロナ以降はそれをやめてから復活していませんよ。高齢者の祝いはもう記念品で済まそうとかね。何せ、役員がもう2年交代だから、できるだけ負担のかからないようにやりましょう、それがもうメインテーマですよ。いろんな行事やりゃあ、全部役員の手間にかかってくるんですから。だから、もう今、自治会というのは、早く言えば、役場の下請ですよ。別の言い方をすれば、間接統治機構の末端組織、あなたたちが直接いろんな住民に対してやることに對して、間接的に外郭団体等を使って、社協だとか公衛協だとか使って、やっているじゃないですか。例えば、いきいきサロンだとか高齢者見守り活動ね、これどういうルートでやらせていますか。社協でしょう。社協に、だから、各自治会からの福祉委員を集めてきて、いきいきサロンというふうにやりますかとか高齢者ひとり暮らし見守り活動、これも社協です。百歳体操はさすがに役場直、地域包括支援センターか、百歳体操ね、それは直けども、そういうふうな形でやっているわけですよ。今の、例えば、この6月30日の空き缶等散乱ごみ収集キャンペーンだって、公衛協でしょう、主催は。夜間巡視、これ、夜間巡視も何のために、私自身、毎年やっとするけども、防災・防犯だというて言われているんだけど、夏季なら夏季、うちの西自治会の場合は、各ブロック4ブロックで3日間、1時間ほどそのブロック内を巡視しましょうというて回るわけですよ。そして、その人数を役場に報告せにゃいかんとなっとするわけですよ。あなたたち、それ人数聞いてどうしているんですか、一体。何に役立っているんですか。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）こちらのほうは町内の防犯組合連合会のほうで各自治会が防犯活動を行ったということで集計をしているものでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）非常に、これ夜間巡視だって形式的なものですよ。夜ね、何人かグループで10人ぐらいで班長さん募集しても、誰も出てきませんよ、そんなもん、夜の7時とか8時にね。だから、班長さん出てくださって。班長さんと一緒にエリアを回ったって、防災という意味もあるから、火打ちの拍子木、カチカチ火の用心とか言うてね、回ったって、何の効果があるのかと。防犯、そんなみんなが回っているところに、誰が泥棒がやりますか、泥棒入りますか、入るわけじゃないじゃないですか。何の意味があってやっているんかと思うけども、過去からやっているからしょうがないからやっているんですよ。全部これ負担ですよ、役員の、班長だとか。それだとか、今月だったら、今の自治会費

を月初、期初めで集めるんだけど、そのときに4種類の会費だとか募金、ここ今書いているけども、町長なんか赤十字の海田分区の分区長じゃないですか。だから、会費を集めてくださいというお願いの文書、町長名じゃないですか。500円ですと。500円出してくださいと。全部自治会の班長が集めて回っているんですよ。手間ですよ、これ。しかも、これ一つの問題だと思うのは、例えば公衛協なんかでも封筒を各班に持ってくるわけですよ。そして、各班の募金した、公衛協は環境健康募金300円だから、その募金の名前と金額を書かすんですよ。班長、それを持って回って書かすから、誰が幾らやったか皆分かるわけですよ。それを収めたら、今度はそれに公衛協の領収の判を押してくるから、班長は帰ってきたらそれを巡回で回すわけですよ。そしたら、誰が払ったか払わないか、一目瞭然なわけですよ。間接的にね、これ、強制とは言えないけども、強制的意味合いがありますよ。これ回ってきたら、誰々さん払ってないとなったら格好悪いから、付き合いだと思ってみんな払いますよ。だから、西自治会の事例でいったら、多くの班が回収率100パーセントですよ。赤十字の会費、赤い羽根募金400円、公衛協の環境健康募金300円、社協の会費300円、ほとんど、いや、あれですよ。ただ、さすがに最近新しく引っ越してきた団地なんかがあるじゃないですか。そこなんか払いませんよ、こんなもん。何のために払うんだと。皆、手間ですよ。それはそれとしてですよ。総務省が令和4年4月、地域コミュニティに関する研究会報告書の概要と、これ、出されているの、幹部の方は御存じですか、自治会担当の。地域コミュニティに関する現状課題、自治会等の加入率の低下、担い手不足により、活動の持続可能性が低下する一方、防災・高齢者・子どもの見守り・居場所づくりなど、新たなニーズへの対応が必要と、こうなっているわけですよ。まさしくもっともなことです。ここでも持続可能性が低下すると。まさしくそうですよ。あんたたちは人ごとだと思っているけど、今さっき言ったように、どんどん低下してきますよ。今、海田町の自治会加入率何パーセントですか。ちょっと何パーセントか、ちょっと言ってください。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）直近の令和5年度で64.9パーセントでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）64.9パーセントね。1月に自治会と会長との会議やったんですよ。そのときに出てきたのはね、自治会側だったのかどっちか分からんけども、73パーセントという数字が出てきましたよ。もうそれからしても、64.9パーセント、65パーセント、8パ

一セントぐらい低下していますよ。どんどん減ってきていますよ。それは今言ったように、大きな単位自治会が2か所やめて、1か所は自衛隊の成本がどっかよそへ行ってなくなったりしているけど、今後どんどん出てきますよ。まだ今から、私ら団塊の世代だけでも、上の人というのは律儀だから、地域のために働かにかいかんみたいな意識があるけども、今の若い人なんかそういう意識なんかないんですから、はっきり論理的に説明つかないものはやりませんよ。自治会の役員。負担のほうが大きくて受益のほうが少ないかったら、誰がそんなものに協力すると思いますか。これからどんどん落ちてきますよ。それ以前に自治会長の成り手がなかったら、トップのいない組織なんて成り立たないんだから。どうなるか言ったら、自治会長がおらんかったら、例えば1年間はあれだけでも、この間に自治会長成り手のいなかった場合は1年後に解散します。それで困る方は自治会長をやってくださいってされたら、誰も反対できませんよ。しかも、ほかの自治会で、そうなったと。例えば、もう解散した自治会の方なんかに、私らも、解散したら何か困ることあるかと聞いたら何も困りませんと言う。ごみの回収は従来どおり、それぞれの場所で回収してもらっとるしね。広報はどっかのスーパーかどっかへもらいに行くようになって、そこへ行きゃいいんだけども、そもそも広報なんて見ないという人、たくさんいるんですよ。全国のアンケートなんかを見ても広報をちゃんと見ている人というのは1割ぐらいですよ。残りの9割の人というのはろくに見ていませんよ。私自身だってパラパラっとは見ますよ。どんな内容かなと思って、興味を引かないような内容なんか見ませんよ、飛ばして。せいぜい3分か4分ですよ。大半の情報というのはただ無駄に配られて、それが資源ごみで出てくるから無駄に回収しているだけですよ。何でそんなやり方をするんだと。デジタル化推進ビジョン、海田町、つくってSNSだ何だかんだやる言っているじゃないですか。どんどんそっちのほうでやったらどうなんですか。3月にそれを言ったら、どういう答弁かいたら、いや、それ使えない人がいるからね、両方でやるんだと。無駄じゃないですか、全く。そりゃ、LINEなんかで見るほうが検索機能なんかあるから、後から知りたいなんかでも、よっぽど便利ですよ、ホームページなんか調べたほうが。紙で持っていたらずっとその紙積み上げて、どこにあったかそれを引っ張り出してこにかいけな。非常に使い勝手だって悪いじゃないですか。だから、町民の方にアンケートを取らないというのが、だから、全く分からない。例えば、今の広報なんかでも聞いたらいい、アンケートで。LINEに一本化しますと、どうしても必要な方は町がお配りします、やったらいいじゃないですか。そうすれば、

自治会の手間だって減るしね。それ、やる気あるんですか、ないんですか。将来にわたって、検討する気があるかないか。デジタル化、広報の。原則やめると。デジタルの機器が使えないからどうしても必要な方だけは、役場が直接配送しますと、自治会経由じゃないです。どうですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）議員御提案の全てのデジタル化、広報の、したらどうかという御提案でございますけども、やはり、今すぐにそれを急に全部切り替えるというのはまだ早いと思っております。そっちで御理解いただきたい。究極的にそれが費用もかかりませんし全て行けるというところになれば、それはいいとは思いますが、今まだ紙ベースで必要な方もいらっしゃると思いますので、そこはまだハイブリッドでものを考えなければいけない。まだそういう場面というか、時だというふうに考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）私が言っているのは、全所帯に広報は配る前提でやっとなのが必要ないんじゃないかと言っているんですよ。聞けば、広報紙は要りませんと、LINEで見ますからもう要りませんという方も相当いらっしゃるだろうと。あなたたちの考えていることは何なのかと言ったら、自治会経由で配らしとると、しかも安い金額で自治会に配らしとるからね、大した金額かからんから、従来どおり並行でやるんだと。それは無駄だと言っているんですよ。見ない人だってたくさんいると言っているんですよ。そのままろくに見ないでポンの人だっていると言っているんですよ。だから、そういうことをちゃんとアンケート等で調べろと言っているんですよ。それ、調べもしないとね、無駄な両方をやりますと。1万4,200所帯か、全部あなたたちは配るつもりでやっている、それが無駄だと言っているんですよ。それと単価、自治会に配らせている単価、非常に低いですよ。例えば、西自治会の場合、うちの自治会、正規に加入しているのは480弱だけでも、アパート等、非加入所帯が70所帯ある。だから、550所帯、毎月配っているんですよ。550所帯ですよ。年間12倍すると6,600部。これに対して、令和5年度、海田町がその広報配布のお金として幾らくれたと思います。13万1,000円ですよ。1部、6,600で割ったら20円弱ですよ。20円弱。こんなもん、子どもの小遣いにもならないような金額ですよ。20円。今、はがきだって63円でしょう。郵便局はこの秋から値上げして85円、はがきを。封筒が今84円か、今度110円か何かにすると言っているんですよ。自治会の場合はただ配るだけじゃなくて、ここ、今5月号の広報あるけども、これ広報だけじゃないんですよ。

中に別々に配ってくるのは健診のしおりであるとか、ため池ハザードマップ、議会日より、それから社協、4種類のを別にぼんと自治会に持ってくるんですよ。これをまずセッティングしなきゃいけない。これをセッティングして、1部にして各班ごとに10部だとか20部だとかくくって、それを役員が手分けして班長に配る。班長はそれを全部自分の担当のところに持っていくと。これだけの手間がかかっている、相当な手間ですよ。1部20円ですよ。それでもうやめてくれと。直に、あんたたちが20円でできるかどうかやったらどうですか。全所帯1万4,200所帯。できませんよ。ちょっと答弁してください。変える気があるかどうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）町長答弁にもございましたように、自治会の皆様と相談しながら、民間事業者への委託など検討してまいりますと答弁しております。ただいろいろ問題がやっぱりございまして、今、議員さんが安いとおっしゃいましたけども、その広報委託費がどうしても活動費として必要だと言われている自治会があるのも事実でございます。直接お話をしたことがございます。ですから、統一的、一律的な方法でがらっと変えるのではなくて、先ほども申しましたけども、少しニーズをきっちり把握しながら、ハイブリッドな方式で変更といいますか、変えていくことができないかというところについて頑張っている最中でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）何が頑張ってるんですか。いいかげんにしてくださいよ。これ、さっきの総務省自治行政局市町村課、市町村のアンケートを取った、これデータですよ。この中に、定期広報物をどのように配布していますかと、自治会に有償で依頼となっている。幾らか項目があるね。その中で幾らで委託していますかと。そしたら、これ回答したところの平均金額が1所帯当たり年間766円となっているんですよ。全国平均。766円。西自治会の事例でいったら、1所帯当たり1部20円ですよ、それ年間12倍したら240円。この全国平均766円に比べたら3分の1以下じゃないですか。非常に低い。何の根拠で1部20円に設定しているんですか。今言う、部長の答弁だったら、1部それでもいいからやりたいう自治会があると。だったら、自治会選択制にしてくださいよ。いいですか。それを検討する気があるかどうかちょっと答えてください。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）様々な配布方法について検討してまいります。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） その総務省の地域コミュニティの研究会報告、さっき言ったように、三つの視点というのがあるわけですよ。地域、今後やるとなってるね。一つは、地域活動のデジタル化、今海田町もデジタル化推進ビジョンをつくってSNSだ何かでやりますとなっているわけだから、広報の配布なんかその最たるものですよ。積極的にやってくださいよ。2点目が、自治会等の活動の持続可能性の向上、このまま放っといたら自治会は成り立たんだろうと。国もそういう危機感があるんですよ。ないのはあなたたちだけです。3月の答弁なんかどう言ったと思う。町内に住んどの職員は自治会に積極的に役員なんかやってくださいというたら、強制なんかさせられませんと。だったら、会長代行の仕事でもやるような仕組みを考えてくれと言ったら、自治会は別組織だからね、こんなもん考えるつもりはないと。こんな、けんもほろろの全くね、町長の言う官民協働、伴走型支援で地域課題の解決だとか自治会の活性化、全くそういう姿勢は出てないですよ、町長。どうなんですか、答弁。今の答弁、自治会と相談しながらやっていくという、これは自治会そういう実態が分からないから、自治会全部の会長にばらまきますよ。海田町3分の1以下でこんな金額で我慢しとるんですかいって。それと、3点目、地域コミュニティの様々な主体間の連携、これはまさしく広島型エルモですよ。これ、町長が関わったんじゃないですか。まちづくりで、広島市の職員のときに、まちづくりに関わったとかいうて言っているけども、広島型エルモ、さっきここで言ったように、広島市のあれを見ると、だから、人件費の援助、最大300万、維持費200万かな、事業費援助100万とか、最大600万、その組織に援助しますとなっとるわけですよ。海田町の自治会援助いうたら何なんだ、こんなもん、資源売払金の半分ぐらいを自治会援助に回しますと、それもニンジンの餌をぶら下げたみたいに、今のいきいきサロンだ、高齢者見守りだ何だ、百歳体操、何回やったから何回あげますとかね。ランク付けしてから出しとるじゃないですか、こんな僅かな金額を。全く現状が分かってない。まず、そこから町長、勉強してください、国の考え方。国なんかのほうによっぽどよう勉強していますよ。どうなんですか。

○議長（桑原） 町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽） 自治会については、自治会長さんのアンケートをさせていただいて、そこでもろもろの課題が上がってきております。それについては我々も真摯に受け止め、改善を図っていこうということで、組織を挙げて改善を図っているところでござ

います。もちろん、国が言うのは必ずしもそのとおりになるとは限りませんが、海田町には海田町独自の自治会、そして連合会があるわけですから、そういったこと協働しながら改善を図ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡）ここにですよ、3月に議長名であれを出したでしょう、文書、自治会と町との会合をやって、いろいろと意見が出ておると。ついては、懇切丁寧に自治会に対応してくれという文書を出したでしょう。ここに今、その回答がありますよ。役員の成り手不足やごみ問題等、自治会の皆様から伺っている懸案に対し、フォローや回答が行き届いていないとの御指摘は真摯に受け止めます、これまでの対応やアンケートを通じて個々の懸案に関しても全ての自治会が一律の課題や要望をお持ちではないと認識しております、このため例えば課題ごとにグループ分けして御意見を伺うなど、それぞれの事情に応じた課題解決に向けて自治会連合会、自治会の皆様とともに取り組んでまいりたいと、こういう答弁があるわけですよ。具体的にどうやるんですか。やる方針、具体策を示してください。

○議長（桑原） 町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）我々もこの4月から何もしていないわけではなくて、各自治会の状況のほうをいろいろ分類させていただくと、各自治会の課題ということを仕分けして、各自治会ごとに分けたものをどういったグループで話していけばここが解決できるんじゃないか、同じ課題を持つグループ分けをして、そこでどういった解決策があるのかということを探っていくための今活動をしておるところでございます。これ終わりましたら、皆さんとともに解決に向けて前進してまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡）そういうことを言うけど、具体的にもうそんな悠長なことを言っているところじゃないと言っているんですよ。自治会もう解散するところが出てきますよ、ここ一、二年で、どんどん。解散したらもう、ほかのところだって。潜在的にはほとんどの自治会が会長問題というのは悩んでいる。うちの自治会もそうだけでも。大きいところほど、自治会長の負担は大きいわけですよ。自治会長との懇談会をやっても100所帯程度のところというのは自治会長さんの頑張りで何とかできるけども、400所帯とか500所帯ぐらいになったら、組織的にやらなきゃ、もう追いつかないんですよ。だから、ちゃんと住民の意識調査をやったらどうなんですかと、本当に自治会というものを、会員の皆さ

んがどう考えているのか。多分出てくるのは負担の大きさ、班長やりたくない。班長さんから毎年のように最近出てきているのは、負担を軽減してほしいと、負担軽減策を講じてほしいと、こういう声が出てきているんですよ。あんたたち分かってないでしょうが。だから、そういう声をちゃんと把握せえやと言っているんですよ、アンケートをして。やる気もありませんと、分かってもないくせに、何なんですか。その一番、自治会がなくなって困るのはあなたたちじゃないですか。役場の末端組織がなくなるわけだから。間接統治機構のその末端がなくなるわけで、住民と接するルートが一つなくなるわけだから。あとはもう、あなたたちが住民を直接管理してやるんですね、いろんなことを。それについては非常に微妙な分野があるわけでしょう。役場が直接手を出せないような分野というのは、今の外郭団体、社協であり、公衛協であり、そういうところを使ってやっとするわけですよ。募金だ、会費だを集めて、自治会費、自治会員から。そういう実態というのがちゃんと把握できているのかということですよ。なくなった後、ああ、しまったと、もう手後れだったとなっても知りませんよ。今、ちゃんと手を打たないと。まさしくもう今第4コーナーにかかっていますよ、もう直線に向かってね。ここ1、2年おそらく出てきますよ。私のところの自治会だって、今の自治会長、次は誰がやるんだとなったら、もう誰もいませんよ。そういう現状、ちゃんとあなたたちは、自治会と連携しながらやっていく、やっていく言う。その連携する相手がなくなるんですよ。もっと危機感を持ってやってくださいよ、自治会対応。町長、どうなんですか。今、エルモは、てっきり私、町長が携わったから今の官民連携だとか伴走型支援だとか地域課題解決だ、まさしくこのエルモですよ。10年ぐらい前にはやった協働のまちづくりの広島バージョンですよ。違いますか。もう時間がないから、最後に、今後の自治会についてしっかりしたビジョンを持ってやってくださいよ。どうなん。最後にちょっと答弁してください。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）まず最初に、町としましては、自治会を町の下請と、そのようなことは全く考えておりません。全く対等の立場であるということで我々は考えております。ですから、我々と自治会、連携しながら問題を解決していこうというふうに申し上げております。これからもそれは継続的にやっていこうと思っておりますので、皆様のほうも御協力のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）対等の関係ということですから、今後いろんな事案について自治会として拒否権を出しますよ。もう乗らないと、その話は、拒否すると、対等の関係だからね。それできるはずですから、連合会がどういったこういったいう言ったって、単位自治会としてもうそれはやらないと出しますから、それでいいですね。

○議長（桑原）町民生活部長。簡単に、返事だけでいいから。

○町民生活部長（丹羽）自治会はあくまでも任意で独立した団体でございますので、それはもちろんやらないということも、それはあろうかと思います。ただ、我々も、それぞれ自治会と良い関係を築いていきたいとは考えておりますので、お互いに連携しながらやっていきたいと思います。

○議長（桑原）下岡議員。まだありますか。

○9番（下岡）12秒あるからやります。中国新聞によると、府中町なんかは新聞報道によると、広報の配布なんかは直接配る方式なんかを検討して、今後やっていくとかいう方向が出ている、どうなんですか。

○議長（桑原）これは答弁要りません。時間がない。

○9番（下岡）時間内にやったんじゃけ。

○議長（桑原）はい、じゃあ、企画部長。

○企画部長（脇本）府中町で取り組まれた事例、承知しております。そういった民間事業者も踏まえて、広報の配布方法について検討していきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）説明員入替えのため暫時休憩をいたします。再開は14時35分。

~~~~~○~~~~~

午後2時25分 休憩

午後2時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。3番、石橋議員。

○3番（石橋）3番、石橋です。この度は3種類の質問事項と細かい内容について一般質問させていただきます。

官民の協働のまちづくりと、住民を取り巻く環境について。①住民活動センターについて。海田町には新庁舎1階に住民活動センターがあり、業務内容はボランティア団体等の支援、育成及び連絡調整に関することとあります。現在は事務局を持つ団体と住民

が立ち上げた3団体が登録し、活用していることになっています。登録団体の活動内容について、広報紙などで各種情報を発信している団体もあれば、その活動を広く周知されていない団体もあります。他市町での住民活動センターでは、一例として、廿日市市の市民活動センターの例を挙げると、町内会などのコミュニティ活動やボランティア、NPOなどの団体に対し、その貢献性や公益性のある活動を支援する存在となっています。更に、行政機関、公共的団体、事業所などと相互交流を図り、市が目指す協働によるまちづくり推進の拠点としています。そこで海田町は、今後、住民活動センターをどのような機能を持つ存在と位置付けていくのか、官民協働のまちづくりについてどう考えているのかを問います。ここで少し、現在、住民活動センターで活動する主な団体について詳しく説明します。まず、住民活動センターに事務局を置くのは、海田町公衆衛生推進協議会、海田町国際交流協会、海田町自治会連合会の3団体、メールボックスを置くのは8団体です。それらが新庁舎1階にある宿直室ほどの小さなスペースに同居しています。以前は、旧保健センター2階にあり、室内に余裕もあったため、ある団体はコピー機などを設置していましたが、今は狭くて何も置けない状態です。移転後は、会議をする場合、庁舎内ではできず、多目的室も住民が活用できない仕組みになっています。更に、住民活動センターの利用者は事務局を置く団体であっても部屋が狭く、中で対応できないため、外のホールに併設された補助ルームか交流スペースで対応しています。利用者が増えた場合やほか団体が利用したい場合の調整は困難になっています。住民活動センターができて10年以上経ちますが、全体としての動きはなく、個々の団体が独自に活動しています。つまり、住民活動センターという名前だけの存在になっているのではないのでしょうか。住民活動センターとして町が設置し、新庁舎に移転したこの機会に、町として今後どのような支援や指導、行政との連携について、いかに活動、登録する団体に対して行っていくのか、具体的内容を問います。そして、現在、住民活動センターの登録について団体に限定されており、個人登録はできないため、登録方法についても多様性を求める社会情勢に合わせ、柔軟な対応が必要であると考えますが、町としての見解を問います。②河川の草刈りについて。海田町を流れる河川は、町管理河川、激甚災害による県管理河川、普通河川があります。特に、現在県が管理する河川について問題が見られます。災害前の三迫川などでは、住民主体による草刈りや清掃などが行われてきました。激甚災害後、危険な箇所は当たり前ですが、住民の安全を考慮し、住民による草刈りなどの介入をしないように改めています。しかし、美しいまちづくり条

例で目指す、住民と町と協働のまちづくりをするに当たり、住民の協力なくしては町の美化活動の継続は難しいのではないのでしょうか。災害から復旧しつつある今、このときこそ、町主導のもと、河川美化に取り組む必要があると考えます。例えば、瀬野川、三迫川は草刈り、総合公園につながる唐谷川は草刈りと隣接樹木の伐採、尾崎川は汚泥除去と草刈りが今必要ではないのでしょうか。主立ったことを申しましたが、これらの河川の安全対策と同時に、美化活動を含めた町民との協働をどのように考えているのかを問います。③町道の愛称について。ひまわり通り及びはなみずき通りについて、なぜこのような名前がついたか経緯があると思います。名前があるのですから、ひまわり通りはひまわりの花、はなみずき通りははなみずきの花が咲いているに違いありません。しかし、見当たらないのはなぜでしょうか。美しいまちづくり条例では、海田町の恵まれた自然環境を後世に継承し、地域の良い生活環境を確保することを目的としているのだから、町の景観を考えても、本来ならば咲いていて当然です。まず、ひまわり通りでは、商工会主催のひまわり畑や、道路沿いにひまわりプランターを設置し、住民の協力のもと育てていた時期があります。次に、はなみずき通りは、木が植えてあるものの、花が咲く頃になると、なぜか剪定が始まり、花を楽しむ期間が少ないです。花や葉が落ちることについて、地域住民に対する協力を、行政はどのように求め指導しているのでしょうか。以上、2か所の道路名称について、町として道路につけた愛称の反映をどのように意識し、地域住民との協働、実態との今後の具体的なまちづくりに対する展望を問います。

大きく2、災害を防ぐための下水道浚せつと尾崎川ポンプと、避難経路の確認は。災害を防ぐため、定期的な下水道の浚せつは必要です。それはどこまで進んだのでしょうか。また、この度、ため池の地図が示されましたが、もしその示されたため池が限界水位を越え決壊した場合、ある場所では特に県道に向けて流れそうです。また、この県道に集まった雨水は、集中豪雨の場合、更に日の出交差点を越え、東昭和町、幸町、蟹原地区付近に流れ込むように水路が造られています。現在ある海田町の側溝で全て迅速に集水し排出できると想定しているのでしょうか。調べてみると、その河口は大半が尾崎川に向けての水路となっておりますが、尾崎川ポンプの増設計画はどこまで進んでいるのでしょうか。今後、どのように、住民に対して、安心・安全を説明し、豪雨災害時の安全経路など、周知徹底していくのかを問います。

大きく3、空き地の利活用。①県道・国道に隣接する空き地の活用。新しい計画では、空き地の利活用をするとあるが、どのように利活用し、住民に提供するのか。その場合

には水道やトイレ設置の予定はあるのかを問います。この度、庁舎近くの国道高架下の資材置場の草を国に依頼し、草刈りができました。この草は年中伸びるわけですが、今後、国有地や県有地に対して安全確保の上で、住民協力のもとに草刈りや清掃などを視野に入れた管理協力を求めることはできないでしょうか。町として、国や県が有する空き地に対してどのように働きかけをし、今後の利活用と美観維持に対して継続推進していくかを問います。②海田町レジャー農園について。海田町にはレジャー農園が1か所しかありません。年間3,300円の有償利用です。この利用料金はどのように使われてきたのでしょうか。このレジャー農園では井戸水ポンプを直すのに3年がかかり、その間、水のない農園を利用する利用者の負担は大変大きかったです。高齢の利用者も耐え、野菜づくりをし続けました。町として利用料を取る以上は、職員による適切な管理が不可欠であると考えます。住民と行政が豊かな暮らしを協働でし、お互いに歩み寄る方向性を見せなければ良い行政は生まれないと考えます。このような事例があったことは行政としてどのように考えておられますか。また、今後、土地を提供してくださる場所があった場合には、新たなレジャー農園を計画し、住民が夢を持って野菜づくりをすること、海田町民レジャー農園設置及び管理条例の第1条に基づき、それらがかなえられるよう、企画立案してはどうかを問います。資料として、海田町民レジャー農園設置及び管理条例、昭和52年7月1日、第1条、土地に親しみ生活に潤いをもたらす場を提供し、新鮮で清浄な野菜等の栽培を通じてコミュニティづくりを推進するため、海田町民レジャー農園を設置するということが書いてあります。以上です。答弁を求めます。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）石橋議員の質問に御答弁をいたします。

まず、官民の協働のまちづくりと住民を取り巻く環境についての質問でございます。1点目の住民活動センターにつきましては、その取扱い事務は海田町住民活動センター設置規則において、町内の住民活動団体の支援に關することと定めております。住民団体の支援等につきましては、今後も継続して行ってまいります。町との連携につきましては、個別具体的に相談がございましたら対応してまいりたいと考えております。登録方法につきましては、御指摘を踏まえ、柔軟な対応を行ってまいります。2点目の河川の草刈りにつきましては、河川の安全対策上、支障となる堆積等がございましたら、町において浚せつや草刈りを適宜実施しているところでございます。住民主体の美化活動に対しましては、町への愛着を育む面においても大変喜ばしいことだと考えております。

安全に留意しながら無理のない範囲で地域の美化に御協力いただきたいと存じます。3点目の町道の愛称につきましては、町制施行50周年を記念して、都市計画道路の愛称を募集したものでございます。町民の皆様にあこがれを持っていただけるように、この愛称を記載した看板を設置し、地域の皆様に広くお知らせをしているところでございます。ひまわり通りにつきましては、ひまわりのデザインマンホールを設置するなど、愛称にちなんだ取組を行っております。はなみずき通りのはなみずきの剪定につきましては、業者に委託して、花が咲く時期を外して年2回行っております。また、一部の地域におきましては、住民の皆様が落ち葉を清掃するなど地域の美化に協力をしていただいております。今後も町民の方々にあこがれを持っていただけるように、町花のPRや街路樹の適切な管理に努めてまいります。

続きまして、災害を防ぐための下水道浚せつと尾崎川ポンプと、避難経路の確認についての質問でございます。まず、下水道水路の浚せつにつきましては、土砂等の堆積状況を確認し、適宜実施しているところでございます。次に、雨水排水の整備につきましては、下水道整備計画に基づき、1時間当たり49.6ミリの降雨に対応する能力で整備を進めております。次に、尾崎川ポンプの増設計画につきましては、広島県から昨年度に引き続き、護岸の詳細設計を行うとともに、ポンプの排水管設置に支障となる自衛隊敷地内の水路の付け替え工事を行うと伺っております。また、尾崎川ポンプの早期完成につきましては、引き続き、広島県に対して強く要望してまいります。次に、豪雨災害時の安全な避難経路の周知につきましては、役場が発信する防災情報や道路冠水の状況、町内各地に設置しているライブカメラなどで、自ら状況を確認し、安全な経路を選択した上で、適切な避難行動を取っていただきたいと考えております。また、災害時の行動をあらかじめ決めておくマイ・タイムラインの作成に当たりましては、ハザードマップで浸水を想定し、迂回するルートの設定をお願いしたいと考えております。

続きまして、県道・国道に隣接する空き地の利活用についての質問でございます。1点目の東広島バイパスの高架下の有効活用につきましては、今年度実施するサウンディング調査の結果等を踏まえて検討してまいります。2点目のレジャー農園の入園料につきましては、農業振興費の一部に充てさせていただいております。手動の井戸水ポンプの不調に際しましては、ポンプの修繕を行うとともに、職員が井戸水をくみ上げるなど対応を行いましたが、利用者の皆様には大変御不便をおかけいたしました。今後はより一層適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。新たなレジャー農園につき

ましては、適地がございましたら、具体的に検討してまいりたいと考えておりますが、まずは農業関係団体や民間団体が運営する近隣の農園を紹介するなど、民間の協力を得ながら野菜づくりを楽しむことができる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）それでは再質問させていただきます。空き地の利活用のところでございますが、サウンディング調査の結果を踏まえて検討してまいりますと言われました。このサウンディング調査はいつから始められる予定でしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）ただいま御質問のございましたサウンディング調査でございますが、現在、業者のほう、プロポーザルという形で募集をかけておりまして、この6月中には、6月若しくは7月には業者を決定いたしまして、その後、いろいろといろんな民間の方々の意見を聴取、また、いわゆる民間活動団体の方々、そういった方々から幅広く意見を聴取しながら、魅力ある空間づくり、こういうものを図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）サウンディング調査となりますと、総合公園などいろいろなところが含まれておられるとは思いますが、今、私が言っておりますのは県道・国道に隣接する空き地の利用というところに焦点を当てております。大きな広い場所は多少しかないんですけど、今、グラウンドゴルフなど、高架下で地域住民が、時間を日にちを争いながら、場所を借りながら、皆さん健康留意、また健康増進に努めておられます。今、寺迫方面でも浜角ですかね、そこら辺でも今資材を置いてある場所とかがありますので、そういうところは、いつどのような、今、県道ができてからのことになりますが、それはサウンディング調査の中に含まれてやるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）具体的には、実際に今後利用可能な場所、これについて、施設の管理している国や県と調整いたしまして、具体的にどういったところが可能性があるか、それを把握した上で意見聴取を行ってまいりたい、このように考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）今、もちろん県と国の土地でありますので、それはとても大事なことでありますが、先ほど申しましたように、その高架下で健康、それから健康増進のために、町民が本当に和やかに親しく交流を深めている場所でもあるというところを着眼していかなければならないと。今、町民交流という場がなかなか途切れている時代ではありますので、そこを大事にしていきたい。また、今までは花が植えてあったり木が植えてあったりしているところが、何か白い空き地のようになっておりまして、これが今後どのようになっていくのか分かりませんが、草刈りとか清掃、そういうものも今から今後の課題になってくると思うんです。ここは住民協力のもと、草刈りや清掃などはどのように視野に入れておられますでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）今の県道の下につきましては、海田町のほうで維持管理のほうを権限移譲を受けて草刈りを含めてやっております。その清掃につきましては、県のほうもアダプト制度というのがございます。そちらに登録していただいた団体に、計画書、報告書と出していただくことになるんですけど、県のほうにそういうのを出していただいて、住民さんにも御協力いただいて清掃している箇所もございます。しかしながら、基本的には、町のほうで権限移譲を受けておりますので、今のところ草刈り等については町のほうで行っているところでございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）その権限移譲を受けている草刈りは年に何回でしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）権限移譲、県内各市町受けておりますが、基本1回ということになっておりますが、繁茂、要は頻繁に生い茂るところであるとか、要望が強いところ、場合はもう一回できることで、ここはいいや、そこ悪いということではできませんので、年2回今行っております。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）私が調べたところ、国道高架下の資材置場、今庁舎の真ん前でありますけれども、あそこを住民の方がどういうふうにしたらきれいになるかということで、県道ができる前に花の苗を植えたりして楽しんでいたということから、国のほうに話をしまして、空き地にして、今後、そういう住民の方々に利用可能なような形になったらいいんじゃないかということで動きがあるんですけども、そのことは御存じでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）今現在、高架下につきましては国と県が管理する区分の詳細について協議をしているところでございます。ただ、この管理区分が決定した後につきましても、現在、まず見ていただいて分かるように、国のほうは南道路、県のほうは県道とか、災害、えん堤の工事等々ありますので、しばらくは県・国について、工事の資材置場等で使いたいという御意向は受けております。その中で、いわゆる高架下以外の余剰地につきましましては、国の管理する分、県の管理する分は、今のところ双方で管理していく。当然、工事している資材とか重機とか入りますので、そういったところの近くでそういった植樹であるとかされると危ないということがありますので、それはいつから使えるというのはまだ決まってないところでございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）では、有効利用できるという、今言うサウンディング調査も踏まえて、国・県に働きかけていただきまして、今後も住民とタイアップしながらやっていけるような方針を考えていただけるでよろしいでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）御指摘を踏まえ、しっかり検討してまいります。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）それでは、レジャー農園についてなんですけれども、先ほど言いましたように、井戸水のポンプ不調で多大な農園利用者の方に御迷惑をかけた経緯もありましたけれども、今、とても水量もよく出始めて、いい野菜ができてきたというふうに伺っております。ただ、このレジャー農園が土地を返さないといけないという形になりまして、あちこちにあったレジャー農園さんが1か所になってしまっております。もし、海田町の中に使っていない土地があったり、また寄附をしたいという土地があった場合に、レジャー農園というような形で利用するような計画を持つことはできないでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）町長答弁にもございましたように、具体的に適地があれば検討させていただくんですが、例えば、やはり利用者のニーズに沿ったようなものであったり、例えば、それとか、道路アクセスであったり、利用しやすさ、その他、仮に貸していただけるということであれば、ある程度投資的なことも伴ってまいりますので、ある程度長期間貸していただけるとか、そういう、もろもろのことを総合的に勘案しながら、具

体的に検討させていただきたい、このように考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）では、そういうふうなレジャー農園の申出があった場合には、そのような検討をしていただくということでよろしいでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）御指摘のとおり検討してまいります。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）それでは、次、尾崎川、災害を防ぐための下水道の浚せつと尾崎川のポンプ、避難経路のところでございますが、土砂災害、それから集中豪雨、そういうところにちょっと目を向けておりましたところ、雨が降っているときには議員も職員もなかなかそういう調査に行けないという形が、今、皆さんの中で収まって移動することによって危険回避というふうな形になっておりますけれども、今回、私の地区の県道のところの水路いうんですか、見てみますと、県道から幸町、東昭和町の付近に向けて流れる県道からの水路が、幸町、東昭和町、曙のほうに向けて水路が流れていると。もし、この広い道路に大雨が流れてきた場合、また、先ほど言いましたように、ため池などがあふれて、三迫の道路が川のようになって流れ込んできた場合に、これがそういうふうなときにはもちろん側溝もあふれて、大ごとな話になるでしょうけれども、やっぱりそのところにも意識を向けていかないといけないということで、今回こういう話をしましたが、やはり、その雨水量というものに対して、今駐車場になっております庁舎前のところにも雨水計画で水をため込むようなものを造っていただきましたけれども、これが普段の集中豪雨ぐらいの場合に、1時間に49ミリの豪雨に対応する能力で設備を進めているところなんです、これはどのような形で進めておられるのでしょうか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）今現在、着手させていただいておりますのは、すぐ、日の出交差点の上流にあります昭和雨水幹線というところを整備させていただいておるんですけれども、古くは中雨水幹線といいまして、県道矢野海田線の南側に大きな雨水幹線を整備させていただいております。これらの流末は全て尾崎川のほうに流れ出ます。したがって、その尾崎川の排水ポンプの能力の向上と海田町が行う、こういった雨水幹線の整備というのが一体となって浸水被害の軽減になります。今、残念ながら、その尾崎排水機のほうはまだ能力の向上がなされておりませんので、議員御指摘のように至るところ

といいますか、ところどころ、浸水のほうがまだ改善されていないという箇所もある状況でございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）この解決されていないというところがとても問題であると思いますが、やはり、安全管理というところに対して、避難4になったらみんな逃げないといけないけれども、高齢者等避難指示というところで皆さんは移動しないといけないというふうに、上下移動も含めながら、管理の指導ということが必要になってくると思うんですけども、どう、豪雨災害時の安全経路など、周知徹底していくのかというところを、私ここにもちょっと述べさせていただいたんですが、この周知徹底はどのようにしていこうと思われておられますでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）町長答弁にもございましたように、役場が発信する防災情報又はライブカメラ、そういったものを御利用していただければと思っております。今月号の広報にもありましたように、見開きで防災情報の入手の仕方とか、そういったところを見ていただいて、情報をもって避難していただければと思っております。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）今、ライブカメラというふうにおっしゃいましたけれども、このライブカメラは、住民に周知徹底、どの位置でどのような形で設置してあるのでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）広報でもPRしておりますけども、実際にライブカメラの入手方法、あとはそういったものも記載しております。実際には今のところ13か所ございまして、町が設置しているもの、あと県などで2か所、15か所がホームページのほうから飛んで見れるような形にはなっております。そういったものも見ていただきながら避難していただければと思っております。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）やはり、この豪雨災害のときに安全な避難経路の周知というものがとても大事なことだと思います。逃げ遅れたから急いで出るがゆえに、災害に遭われる方もおられるというふうに聞いておりますので、この指導ですね、どのような形で住民のほうに指導をしていかれるのでしょうか。今、自治会の話がずっと出てきましたけれども、自治会さんから依頼があって、出前講座などでいろいろ周知徹底していくというふうに

言われますけれども、通り一遍の話が、私も参加してきましたけれども、通り一遍の話であって、なかなか心の中に染み入るような形のものがなかなか受け止めることができないんですが、今後、その災害の情報、それから、安全の説明など、防災課としてどのような周知徹底をされていけますでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）やはり、なかなか染み入るというような議員の御指摘ございましたけど、なかなかこの手のものにつきまして、染み入るというようなところ、回数を重ねながら進めてまいりたいと思っております。あとは興味を抱いていただけるような取組もそうなんですけども、そういったようなPRの仕方などを行ってまいりたいと思っております。できるだけ、私は大丈夫というようなバイアスがかからないような感じのPR方法を取っていきたいと思っております。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）全町民に向けて、どういう災害の、よく防災の全体での活動もされておられますけれども、見せるだけのものではなくて、実際に、よその市町を見ますと、防災運動会ですとか、防災何とかとかいうふうな名目で、みんなで昔のようにバケツリレーじゃないですけれども、そういうことをしてみたり、消火栓で打ってみたりですとか、そういうふうに体験型のそういうものをどんどん取り入れながら、防災の指導をされることも大事なのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）議員の御指摘、ごもっともでございます。今回も6月8日に防災フェアのほうを開催いたします。これにつきましてはどなたでも参加していただいて、まずは防災について興味を持っていただく。通り一辺倒じゃなくて、見よう、学ぼう、体験しよう、食べてみようというようなところからスタートして、まずは興味を持っていただくというふうな新しい取組のほうも行ってまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）とても大事なことはありますけれども、今言いましたように、体を動かしながら防災体験をするということはとても大事なことでと思いますので、そこら辺のところを力点に入れていただきながら、みんなが参加できるような防災訓練フェアにしていいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）そのように取り組んでまいりたいと思います。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）最終的にはこの防災を防ぐための尾崎川ポンプ、先ほどおっしゃっていただきましたが、これが一番の解決策ではないかと私も思っております。この尾崎川ポンプの早期完成について、町長、また議長もあちこちに陳情に行かれていとお伺いしておりますが、今年度は何回行かれるつもりでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）昨年度と同等以上とは考えておりますが、去年は4回行っております。今年度も4月に西部建設事務所長が来られたときに、要望はかけております。町長としての要望でございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）それでは早急な尾崎川ポンプ設置ができるよう、年間4回と言わず5回も10回も行っていて、海田町のこの水路があふれないように力を込めて言っていたらと思いますので、町長、よろしくお願いいたします。

引き続き、住民活動センターについてちょっとお話をさせていただきます。今回、官民の協働のまちづくりと住民を取り巻く環境についてということで質問をさせていただいたんですけれども、この住民活動センターは、ここに1番の町長方針の中に、私はこの町が大好きです、生まれ育った海田町のために尽力を尽くしてまいります、町民との対話、個性や多様性を尊重、挑戦する人、地域の応援とあり、海田のポテンシャルを最大限生かし、海田の暮らしの価値を高める取組に挑戦していくとありました。ここで、今こそまちづくり、それから人づくり、これはこの住民活動センターが担うことではないかと私は思うんですね。もちろん、今、事務局を置く団体もあられますし、また、事務局がないボランティアの団体も登録をされておられます。ここを活用しないで、いかにまちづくりができるかというところをちょっと考えていただきたいと思います。一般質問を今回させていただいたんですけれども、支援に関する、さらっと言われたんですね、これ。もう本当にさらっと言われたことにちょっと私も、官民協働のまちづくりと住民を取り巻く環境についての質問は、住民の団体支援に関することと定めておって、継続して個別具体的に相談があったら対応していくと。個別相談がなければ対応しないということでしょうか。行政主体のまちづくりではない、この住民活動センターは何のため

につくられた住民活動センターだったんですか。根本をお伺いしたいと思います。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）住民活動センターについて、海田町住民活動センター設置規則という規則ございまして、取扱い事務として、町内の住民活動団体の支援に関することというふうに定めておりますので、このとおりでございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）やはり、この住民活動センターの活動をよその市町を見ますと、この住民活動センターができた経緯は生涯学習のまちづくりというものを海田町もずっと推進していた。その後、この住民活動センターをつくることによって住民が手と手を取り合って、みんなでまちづくりをしていこうというふうに、そうすることによって海田町が活性していくのではないかとということで住民活動センターができたというふうに私は理解しておったんですけれども、ただ、通り一遍の官民協働のまちづくりで、相談があったら対応するだけなんですというんでは、活性も何もあったものではないと思うんですね。やはり、先ほど、廿日市市を取り上げましたけれども、こちらももともと生涯学習のまちづくりを基盤として、人を育て、学生、住民とともに活動し続けた経緯があるんですね。そして、このまちづくりは計画的に進めて活動を援助し、見守る体制を必要であると考えて、住民活動センターを廿日市市はつくられたという経緯があるんです。ここを海田町はこのまちづくりというものに対して、どういうふうに考えておられるんでしょうか。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）住民活動団体さん、幾つかいらっしゃいますけども、それぞれ一定の趣旨、目的でメンバーを募って団体構成をされていらっしゃいます。あくまでも住民活動という名のとおり、住民さんの主体的な活動というのが前提だと考えております。その上で行政としてできることの支援としては協議スペースの提供でありますとか、イベント時のテントや音響機器の貸出し、それから印刷のサポート、そのあたりは答弁にありますとおり、継続的に支援してまいります。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）また、三原市などでは、やはり市民協働委員会と称して協働のまちづくり推進計画アクションプランとして議論されているんですね。やはり、このところに、まちづくりというものをきちっと踏まえた上で、みんながどういうふうにして協働して、

活性していくかというところに、大きな、ただ、あなたたちが公民館活動で好きな人が好きなように活動するというためのこの住民活動センターではないと思うんですね。それをどういうふうに活性化していくのかというところに大きな課題があり、問題があるのではないかというふうに私は考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）まず、議員おっしゃられているのが住民活動センターでございますが、先ほど課長が答弁したとおり、その目的を持っておりませんが、議員おっしゃられることは、住民活動ネットワーク、横のつながり、まちづくりを行う団体が自ら横のつながりを持って町の活性化を図っていこう、それが住民活動ネットワークの設立の目的だったと聞いております。それは住民活動センターがそこをフォローするのではなく、やはり、ネットワーク自らがまちづくりを行う、活動していくことによってまちづくりを行うということです。そこで町に連携したいとか、そういったことがあれば当然、連携の話もさせていただきますし、支援をしてほしいということであれば、また支援の協議はしていきたいと思っておりますので、まず、そのネットワークと住民活動センターの位置付けというのは、別に考えていただきたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）住民活動センターを利用しているというところで、確かにネットワークと、それから住民活動センターのものは別物というふうに、箱物と人間というふうに考えたほうがよろしいかと思いますが、ただ、住民活動センターを利用している者に対しては、やはり、今言う位置付けということを考えますと、自主活動なのに職員の格差があったりするんですね。広報していただいているグループもあれば、また、その行事のときに支援で職員が出てきているグループもあれば、いろいろな形が、格差があるのではないかというふうに感じております。また、ここの住民活動センターを貸してあげているんだから、あなた方のやっていることは自分たちで自主自立の団体なんですよというふうに理解しなさいというふうに言っておられるのでしょうか。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）まさに任意でつくられて自分たちで活動していこうという目的を持ってつくられておられますので、そこは、独立して活動される、その上で、町と連携をするなり支援してほしいということであれば、我々もやぶさかではないので、そこは一緒にやっていきましょう。すいません、もう全く切り離すとかそういう話ではなしに、

当然まちづくりにおいては同じ方向性を向いた部分もございますので、そこは協力してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）県外では、秋田県仙北郡美郷町住民活動センターでは、個人、団体を問わずサポートされておられるんですね。やっぱり、海田町では個人登録ができてない、個人登録はできないんですよというふうにセンターの方に言われまして、これは改革の必要性があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）現在把握している情報では、1名で構成される団体様も登録されている事実がございますので、これは継続して1人でスタートして、今から拡大していくんだと、そういった活動も中にあるかと思いますので、これは同じように対応させていただきます。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）それを聞いて安心いたしました。また、岐阜県の各務原市では、NHKなどのメディアを使って、まちデザインとして取り上げてもらって注目を集めているんですね。やはり学生、それから企業、それからそういうところを含めて、先ほど、なんですか、サウンディング調査とかいうふうに言われましたけれども、このメディア、どういふふうにしたら海田町が発展し、何もない、地域資産とかそういうものが自然もあるし、財産はたくさんあると思うんですね。それをどういふふうにして有効活用していくのかというのを考える場所ではないかと、私はこの住民活動センターに価値を感じて、今回このような質問をさせていただいたんですね。やはり、NHKのメディアを利用して、まちデザインとして取り上げてもらって注目をされたというところが、今後の、やはり、取り上げてもらうことによってですね、ここのまちづくり活動助成金などが出たりして、市民が知恵を出し合って力を合わせて地域の課題解決をする、市民によるまちづくり活動の促進というふうに進展することが、私は、できると思うんですけれども、住民活動センター、箱物というふうを考えるのではなく、この人材が寄っているところをどういふふうによく組織として活動していただけるのか、またコミュニケーションを取っていくというその橋渡しをするつもりはないでしょうか。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）当然にまちづくりをする上では、町の思い、そして住民活動ネッ

トワークの思い、それぞれあるんだろうと思います。町もかいじゅうネットにお願いしなければならないこともあろうと思いますし、逆にかいじゅうネットさんのほうから連携してほしいという話もあろうかと思います。そういったところを有機的に結びつけて、まちづくりを進めていくということはすばらしいことだと思いますので、それは是非とも御協力しながら、まちづくりを進めていきたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）こういうふうに住民活動ネットワーク、ほかの団体もおられますので、やはり、どうやってみんなが連携を取って、この海田町を盛り上げていこうかというふうを考える一つのバイパスというんですか、その物と物、センターは物体として考えるのではなくて、このセンターを活用する皆さん、個人、それから団体を問わず、町内で活動中又は活動の意思がある方へサポートを行っていくというふうに考えることはできないでしょうか。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）すいません、最初に申し上げたとおり、住民活動団体が登録する住活センターと、やはりその中で横のつながりを持ってまちづくりを進めていく住活ネット、それぞれの役割は当然ございますので、それを全部住民活動センターのほうが担えるかということでは難しいかと思います。当然に、海田町にはかいたブランド課であるとか、我々地域みらい課があるわけですから、そういったとことそれぞれ、御相談されながら、各種事業は実施していけるものと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）住民活動センターが、地域の担い手がどんどんできていけるような、そういうセンターになっていけるようなことを希望します。また、この住民活動に対する助成制度というものはどのように考えておられるでしょうか。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）すいません、ちょっと通告のほうに助成制度というのが記載がなかったもので、そこはまだ検討してないですが、すいません、今の段階ではちょっと。

○議長（桑原）答弁しなくていいですよ。通告にないもの。石橋議員。

○3番（石橋）失礼いたしました。助成制度というものに対して今回言っておりませんが、やはり、何かをするに当たっては、皆さんとの協議、それから場所提供、そういうものがまちづくりというものに関して、今言う、この度は町長答弁の中でもありましたよう

に、会場、それから地域のところを開放していただいて、夜の9時半、9時ですか、そういうところまで開放していただけるというふうに聞いておりますけれども、そのところは、やはりもっと徹底できるように、住民に、また住民活動センター利用者に分かり得るような仕組みをつくって広報活動していただいて、もっとその住民活動センター、これがサポートセンターになるようにやっていただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。もちろん、今言いましたように、そういうものは言っておりませんのでね、別にどういうことはないんですけれども、個別的に相談がありましたら対応してまいりますではなくですね、全体を皆さんの、利用者がみんなが集まって、こういう団体がいるという、横のつながりを持つというような仕組みを考えることはできないでしょうか。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）それを町が考えるのかと言われると、そこは住民活動ネットワークなり住民活動センターの登録団体なりが考えていただければと思いますし、町といたしましても、下の多目的室の活用等、今後も使えるかどうか十分に検討をしてみたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）どんどん住民活動センターを利用させていただいて、廿日市市民活動センターおおののですね、つどう まじわる しりあう、というような場所になるように、このところをうまく利用していただけるような仕組みづくりというものも御相談させていただきながら、住民活動ネットワーク、また住民活動センター利用者との連携がうまく取れるような仕組みづくりというものも協力していただける、相談に行けば協力していただけるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）こちらのほうも協力させていただければと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）官民協働のまちづくり、住民を取り巻く環境について大きく三つお話しさせていただきましたけれども、やはり、このものに対して住民が主役のまちづくりをどんどんしていただけるように、官民連携のまちづくりとして協働のまちづくりを推進していただけるような形、仕組みをつくっていただきたいと、今回、この官民協働の住民を取り巻く環境についての一般質問をさせていただきました。これで終わります。

○議長（桑原）11番、久留島議員。

○11番（久留島）11番、久留島です。1点質問させていただきます。JR新駅設置についてでございます。海田町では今年度から、東海田地域の都市計画により、畝地区の発展を計画している。この施策の一部であるJR新駅設置について、10年前より地元から要望があり、10名の発起人が地域の企業及び住民の方々と署名運動や会合を重ねてきました。新型コロナで3年間活動は休止していましたが、2年前から町に予算をつけていただき、JRコンサルとの交渉に当たっていただいております。そこで、次の点についてお尋ねします。1番、請願駅の場合、原則建設費は地域負担となっているが、町はどのくらい補助するのか。2番、古くから人が住んでおられる家などの立ち退きはどうするのか。3番、国・県などの関係者への協力依頼は行ったのか。4番、JR側の許可を得た場合、寄附活動はどのようにするのか。5番、地元への意向調査は行ったのか。6番、開業は最短いつ頃を計画しているのか、お尋ねします。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）久留島議員の質問に御答弁をいたします。

JR新駅設置についての質問でございます。1点目につきましては、原則、駅前広場やホームなどの建設費は町が負担することになるものと考えております。詳細につきましては、西日本旅客鉄道株式会社と協議の上、町と同社が協定を締結し、決定することとなります。2点目につきましては、現在、新駅設置への実現可能性を検討している段階のため、用地取得について決定したものはございません。今後、西日本旅客鉄道株式会社との協議が進展した場合には、駅前広場等の整備に必要な用地取得を進めていくこととなります。3点目につきましては、国や県に対して具体的な協力要請は現時点で行っておりませんが、様々な機会を通じて、補助制度や事務の進め方などについて相談を行っているところでございます。4点目につきましては、寄附活動について現時点で決定したものはございません。今後、西日本旅客鉄道株式会社と協議を進める中で、状況に応じて、クラウドファンディングなど寄附金募集の手法等について検討してまいります。5点目につきましては、令和5年度に周辺住民や企業、学校に対してアンケートやヒアリング調査を実施いたしました。新駅の利用動向や、新駅設置への意見などをお伺いしたところ、多くの方々から新駅に対する期待の声が寄せられたところでございます。6点目につきましては、今後の西日本旅客鉄道株式会社や関係者との協議調整の進捗によるため、現時点では未定でございます。事業の見通しが立った段階で、議員や住民の

皆様にスケジュールをお示ししたいと考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）再質問させていただきます。新駅の位置を考えたところ、駅舎の大きさ、駅のホーム、駅舎への出入口、駅前広場、駐輪場など、新駅に関する施設整備を考えたら、周辺家屋やビルの移転などが発生すると思います。これまでの取組状況について、住民説明会を開催したらどうかとお尋ねしたんですが、時期的なものはいつ頃が適当かと思われますか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）まだ、現在検討段階ということで、今後、JRと進めていこうということになれば、具体的に実際に地権者の方々と協議しながら、御理解をいただくための説明会であるとか、そういったことが必要であると考えておりますが、現時点ではそのようなことは考えておりません。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）現在のところ、そのようなことは考えていないと言われましたが、先日の全員協議会で、私たちが取組状況について説明を伺ったんですが、あの程度と言ったらいけません、あの内容と同じようなことを一応地域住民にもお伝えしたらどうかと思うんですが、いかがですかね。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）先般、そういった御説明をさせていただいたときに、町民の方々、そういった方々にどういった形で周知をするかというのは、今後、具体的にちょっと検討させていただいて、どういうやり方で皆さんに周知するかというのは、また検討の上、対応させていただきたいと、このように考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）2番目に聞いた、古くから住んでおられる方が立ち退きするのはどうなるかという聞いたのですが、これはまだ決定したものではありませんと書いてありますが、もちろん決定はしたことはないと思うんですが、こういうふうにある程度その地域の方にも、万一、立ち退きに、いきなりいっても、すぐにのくというわけにいかんですよ。この場合、一番時間がかかるのが、こういう相手との取引、いわゆるお願いですね、こういうことが一番時間がかかるんじゃないかと思うんです。これ、嫌だと言われたら1年待ったり、2年待ったりするようなことになるから、やはり、地域の方で

盛り上げて、海田町全体で盛り上げていかないと、なかなか達成しないんじゃないかと思うんですよね。そして、やはり、国や県、ＪＲとの協力をお願いしたいと思いますが、協議の、要はやはりＪＲですね。ＪＲがどこまで譲歩していただけるか。ここで合意がいつ頃できるかというのは、まだはっきり分かりませんか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）現時点ではなかなか特定できるものではございませんが、先ほどございました地域の方々の、地権者の方々、現在、我々がいろいろ地元に出ていく中で、いろんなところで地元の方々の新駅に対する熱い思いというのは聞かせていただいています。具体的に、今後、前に進めようというところになれば、我々も新駅の意義であったり、そういったことを御協力いただく地権者の方々に丁寧の一つ一つ説明しながら、御理解をいただけるように最善の努力は当然にやっていきたい、このように考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○１１番（久留島）その場合に、国や県、関係者の方に依頼、協力は行ったのかいうて、私が質問したんですが、この場合、ちょうど発起人会の人が国交大臣と会う時間がありまして、その方、大臣に話ししたら全然そんなことは聞いてない言われたらしいんです。それで、私のところに、あれ、なんにも役場は動いてないんじゃないかというふうに言われたんですが、そんなことはない言って、そういうふうに、町長なり議長なり、そういうふうな地域の偉い人に会われることが年に何回かあると思うんですが、そのときには是非協力をお願いしますと言ってもらいたいんですが、その点はどうですかね。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）今の部分で、我々も国の方とその辺の細かいところの御相談もさせていただきました。いわゆる行政がやる場合と、いわゆる地域住民の方がやられる場合、それぞれ同じ要望でも意味合いが違ってくということになりますので、その辺は適切な時期に、要望活動、これは適切にやっていきたい、このように考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○１１番（久留島）それで、ＪＲ側と話がついて許可が下りた場合、あと、また全部町の負担いうわけにもいかんから、どうしても地域にお願いして寄附活動しなきゃいけないと思うんですが、そのときの考えはありますか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）確かに財源の問題というのは非常に重要な課題であるというふうに認識いたしております。その中で、やはり地域の方々の盛り上がりというのは非常に大事でございまして、そういう意味で、寄附金の活動、こういうことについては、他都市の事例も参考にしながら、そういった財源の確保、できるだけ工夫をさせていただきながら、実際に実現に向かうということになればしっかりと対応してまいりたい、このように考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）今のところ、事務局は国際学院の学校の1部屋を借りて、事務経費やなんか全部向こうが持つような格好になっているんですが、コロナでちょうど3年間ストップしていましたので、そのうちに庁舎が建ちましたよね。だから、庁舎が建ったら、ほかのこの場所を借りて、経費を出してもらいよりも、やはり、この庁舎の一部でも、構えて、そういう体制を取ってもらいたいんですが、それはどうですかね。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）御指摘、いろいろ参考になるんですが、現時点ではそのようなことは考えておりません。まだ時期尚早というふうに考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）もう、スタートして、地域の方が動き出して10年経つんですが、まだ町のほうはあまり感じてないようですが、最短いつ頃を希望しておられますか。私、2年前にちょうど一般質問したとき、5年がめどで開業したいという返事もらってるとすよね。これは西田町長の返答ですが。その点であのとき言ったとこと、あと1年なんですよね。だから、あと1年で片がつくかどうか、そこはちょっとどうですかね。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）あのときに御説明したのは私なんですが、あれは一般論として申し上げて、実際にJRさんと合意が取れた段階で最短で5年だろうというふうなお話をさせていただきました。ということで、現時点で具体的な目標というのはなかなか申し上げられませんけども、我々も現在の状況をいつまでも続けるということは考えておりませんで、やはり今年度中に、ある程度一定の方向性を見い出しながら、どういうふうに対応していけるのか、その辺はしっかりと判断してまいりたい、このように考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○１１番（久留島）そしたら、私たちとしても、町民にある程度は話をしたんですが、やはり、執行部と私らが一体になって、チーム海田全員でやっていきたいと思いますが、ちょっとその決意表明を聞きたいと思うんですが、町長、いかがですか。答えてください。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○１１番（久留島）いや、町長に聞いている。

○議長（桑原）部長、答えて。建設部長。

○１１番（久留島）いや、建設部長は町長の次だから。

（「議長が指名したじゃないか」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）はい、どうぞ。

○建設部長（木村）こちらの新駅につきましては、町としても非常に重要な課題であると考えております。行政報告でもありましたように、今年中に一定程度の方向性を出していくというふうにもお伝えをさせていただいておりますので、この件に関しましては、地元の企業、学校、それら海田町も含めて、思いをＪＲのほうにしっかりぶつけて、実現に向けて精いっぱい努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○１１番（久留島）それでは、海田町民から選挙で選ばれた町長さんに最後にお伺いします。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）先ほど建設部長のほうからも御答弁ありましたように、今年度入ってからすぐに、ＪＲの広島支社長のほうに御挨拶に伺いまして、この新駅の検討状況、今まさに導入可能性の検討をし終わったというところで、今年度具体的な協議を進めてまいりましょうというような御説明を差し上げまして、やはり、この新駅実現に当たっては、我々だけの思いでは到底かなうことができないわけでして、やはりＪＲさんと相思相愛で両思いにならないといけないというふうに考えております。当然、ＪＲさんも民間企業でございますので、収益性等も勘案してジャッジをされるというふうに考えておりますので、我々も東地区のまちづくりをどう進めていくかというふうなところをしっかりと立案しながら、先方の思いに応えられるような考えで取組を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（桑原）久留島議員。

○１１番（久留島）執行部の皆さんが覚悟をしておられるのを聞きました。それで、海田

町の将来にかかった重要な事業であるので、オール海田で頑張っていきたいと思います。
私たちも微力ながら命がけで頑張ることを誓います。終わります。

○議長（桑原）本日の議事日程は終了する見込みはございません。したがって、会議規則第23条の第2項の規定により、これにて延会したいと思います、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することと決めます。

なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので御参集いただきますよう、よろしく願いいたします。本日は大変御苦勞様でした。

午後3時47分 延会